

# 議案及び説明 並びに参考資料

令和7年12月定例会

池田市

# 目 次

|   |           |  |    |
|---|-----------|--|----|
| 1 | 議案第 98 号  | 池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の<br>制定について     | 1  |
|   |           | 説 明  | 17 |
| 2 | 議案第 99 号  | 池田市事務分掌条例の一部改正について                           | 23 |
|   |           | 説 明  | 28 |
|   |           | 参 考 (1)                                      | 30 |
|   |           | 参 考 (2)                                      | 32 |
|   |           | 参 考 (3)                                      | 34 |
| 3 | 議案第 100 号 | 池田市行政手続条例の一部改正について                           | 41 |
|   |           | 説 明  | 44 |
|   |           | 参 考  | 46 |
| 4 | 議案第 101 号 | 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一<br>部改正について    | 49 |
|   |           | 説 明  | 51 |
|   |           | 参 考  | 52 |
| 5 | 議案第 102 号 | 池田市印鑑条例の一部改正について                             | 53 |
|   |           | 説 明  | 55 |
|   |           | 参 考  | 56 |
| 6 | 議案第 103 号 | 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                  | 57 |
|   |           | 説 明  | 60 |
|   |           | 参 考  | 61 |
| 7 | 議案第 104 号 | 池田市市税条例の一部改正について                             | 63 |
|   |           | 説 明  | 69 |
|   |           | 参 考  | 71 |
| 8 | 議案第 105 号 | 池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条<br>例の一部改正について | 79 |
|   |           | 説 明  | 82 |
|   |           | 参 考  | 83 |
| 9 | 議案第 106 号 | 池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部改正について                   | 88 |
|   |           | 説 明  | 90 |
|   |           | 参 考  | 91 |

|    |         |  |     |
|----|---------|--|-----|
| 10 | 議案第107号 | 池田市都市計画法施行条例の一部改正について                  | 93  |
|    |         | 説 明                                    | 96  |
|    |         | 参 考                                    | 97  |
| 11 | 議案第108号 | 池田市道路占用料条例等の一部改正について                   | 100 |
|    |         | 説 明                                    | 113 |
|    |         | 参 考                                    | 115 |
| 12 | 議案第109号 | 池田市火災予防条例の一部改正について                     | 141 |
|    |         | 説 明                                    | 145 |
|    |         | 参 考                                    | 147 |
| 13 | 議案第110号 | 池田市ホームヘルパー手数料条例の廃止について                 | 155 |
|    |         | 説 明                                    | 157 |
| 14 | 議案第111号 | (仮称)池田市立多世代交流施設新築工事請負契約の締結について         | 158 |
|    |         | 参 考(1)                                 | 159 |
|    |         | 参 考(2)                                 | 160 |
|    |         | 参 考 図 面                                | 別添  |
| 15 | 議案第112号 | (仮称)池田市立多世代交流施設新築電気設備工事請負契約の締結<br>について | 181 |
|    |         | 参 考(1)                                 | 182 |
|    |         | 参 考(2)                                 | 183 |
|    |         | 参 考 図 面                                | 別添  |
| 16 | 議案第113号 | (仮称)池田市立多世代交流施設新築機械設備工事請負契約の締結<br>について | 204 |
|    |         | 参 考(1)                                 | 205 |
|    |         | 参 考(2)                                 | 206 |
|    |         | 参 考 図 面                                | 別添  |
| 17 | 議案第114号 | 財産区管理委員の選任について                         | 227 |
| 18 | 議案第115号 | 令和7年度池田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)            | 229 |
|    |         | 説 明                                    | 231 |
|    |         | 参 考                                    | 239 |
| 19 | 議案第116号 | 令和7年度池田市一般会計補正予算(第9号)                  | 245 |
|    |         | 説 明                                    | 249 |
|    |         | 参 考                                    | 265 |

議案第 98 号

池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例の制定について

池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のよう  
に制定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

子ども・子育て支援法の一部改正により新たに創設された特定乳児等通園  
支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものである。

池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように

努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市及び他の市町村、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子ども

に対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市及び他の市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支

援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次

条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際

は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(不正行為等による受給に係る市長への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やす

い場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書

により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に

関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての

## 計画

- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市長への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

## 第3章 雑則

### (電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）に

より提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支

援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例の制定について

1 この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の規定による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（乳児等のための支援給付（乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給をいう。以下同じ。）に係る乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものであること。

（第1条関係）

2 用語の定義について定めるものであること。

（第2条関係）

3 特定乳児等通園支援事業者（特定乳児等通園支援事業を行う者である旨の市長の確認を受けた乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）の一般原則について定めるものであること。

（第3条関係）

4 特定乳児等通園支援の利用定員の基準について定めるものであること。

（第4条関係）

5 最初の特定乳児等通園支援の提供時における乳児等支援給付認定子ども（乳児等支援給付認定（乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定をいう。以下同じ。）に係る乳児又は幼児をいう。以下同じ。）及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談について定めるものであること。

（第5条関係）

6 正当な理由のない特定乳児等通園支援の提供拒否の禁止について定めるものであること。

(第6条関係)

7 特定乳児等通園支援の利用に係る市及び他の市町村が行うあっせん及び要請に対する協力について定めるものであること。

(第7条関係)

8 最初の特定乳児等通園支援の提供時における乳児等支援給付認定証に記載された事項の確認について定めるものであること。

(第8条関係)

9 乳児等支援給付認定の申請に係る援助について定めるものであること。

(第9条関係)

10 乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況等の把握について定めるものであること。

(第10条関係)

11 特定乳児等通園支援事業者における特定教育・保育施設等との連携について定めるものであること。

(第11条関係)

12 特定乳児等通園支援の提供の記録について定めるものであること。

(第12条関係)

13 特定乳児等通園支援に係る費用等の支払について定めるものであること。

(第13条関係)

14 乳児等支援給付費の額に係る通知等について定めるものであること。

(第14条関係)

15 特定乳児等通園支援の取扱方針について定めるものであること。

(第15条関係)

16 特定乳児等通園支援に関する評価等について定めるものであること。

(第16条関係)

17 乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談への対応及び乳児等支援給付認定子ども及びその保護者に対する援助について定めるものであること。

(第17条関係)

18 特定乳児等通園支援事業所（特定乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。）における緊急時等の対応について定めるものであること。

(第18条関係)

19 偽りその他不正な行為による乳児等支援給付費の受給に係る市長への通知について定めるものであること。

(第19条関係)

20 特定乳児等通園支援事業の運営規程について定めるものであること。

(第20条関係)

21 特定乳児等通園支援事業所の職員の勤務体制の確保等について定めるものであること。

(第21条関係)

22 特定乳児等通園支援の利用定員の遵守について定めるものであること。

(第22条関係)

23 特定乳児等通園支援事業所における運営規程の概要その他の重要事項の掲示等について定めるものであること。

(第23条関係)

24 乳児等支援給付認定子どもの差別的取扱いの禁止について定めるものであること。

(第24条関係)

25 特定乳児等通園支援事業所の職員による虐待等の禁止について定めるものであること。

(第25条関係)

26 特定乳児等通園支援事業所の職員等による秘密保持等について定めるものであること。

(第26条関係)

27 乳児等支援給付認定に係る保護者への特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供等について定めるものであること。

(第27条関係)

28 特定乳児等通園支援事業者における利益供与等の禁止について定めるものであること。

(第28条関係)

29 特定乳児等通園支援に対する苦情の対応について定めるものであること。

(第29条関係)

30 特定乳児等通園支援事業者における地域との連携等について定めるものであること。

(第30条関係)

31 特定乳児等通園支援事業者における事故発生の防止及び発生時の対応について定めるものであること。

(第31条関係)

32 特定乳児等通園支援事業の会計の区分について定めるものであること。

(第32条関係)

33 特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する記録の整備について定めるものであること。

(第33条関係)

34 この条例の規定による記録、作成等における電磁的記録の取扱いについて定めるものであること。

(第34条関係)

35 この条例は、令和8年4月1日から施行するものであること。

(附則関係)



議案第 99 号

## 池田市事務分掌条例の一部改正について

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

市長の権限に属する事務をより適正かつ効率的に遂行し得る行政組織に再編するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

池田市事務分掌条例（平成7年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 健康福祉部

(5) こども未来部

第1条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第2条第8号中「財政」を「秘書及び渉外」に改め、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条第11号中「広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護」を「人事、給与、研修及び福利厚生」に改め、同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同条の次に次の1号を加える。

(15) 市民の自治活動に関する事項

第3条第3号中「秘書及び渉外」を「広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護」に改め、同条第4号中「人事、給与、研修及び福利厚生」を「財政」に改め、同条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) ボートレースに関する事項

第4条中第10号を削り、第11号を第10号とし、同条に次の3号を加える。

(11) 環境に関する事項

(12) 公害に関する事項

(13) 清掃その他環境衛生に関する事項

第5条（見出しを含む。）中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 保健（母子保健を除く。）に関する事項

第6条（見出しを含む。）中「子ども・健康部」を「こども未来部」に改め、同条第4号中「保健」を「母子保健」に改める。

第7条を削る。

第8条中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を削り、第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 都市計画及び区画整理に関する事項

(2) 住宅に関する事項

(3) 交通政策に関する事項

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（池田市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

2 池田市特別職報酬等審議会条例（昭和41年池田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

（池田市公共施設等適正管理委員会条例の一部改正）

3 池田市公共施設等適正管理委員会条例（令和2年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公共建築課」を「地域未来課」に改める。

（池田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正）

4 池田市いじめ問題調査委員会条例（平成26年池田市条例第30号）の一

部を次のように改正する。

第 11 条中「人権・文化国際課」を「ダイバーシティ共創課」に改める。

(池田市自殺対策計画策定委員会条例の一部改正)

- 5 池田市自殺対策計画策定委員会条例（平成 30 年池田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「福祉部」を「健康福祉部」に改める。

(池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部改正)

- 6 池田市保育所等設置認可等審議会条例（平成 28 年池田市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「子ども・健康部子ども・若者政策課」を「こども未来部こども政策課」に改める。

(池田市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

- 7 池田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成 31 年池田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部地域支援課」を「健康福祉部介護保険課」に改める。

(池田市地域支援事業等運営協議会条例の一部改正)

- 8 池田市地域支援事業等運営協議会条例（平成 28 年池田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部地域支援課」を「健康福祉部介護保険課」に改める。

(池田市都市計画審議会条例の一部改正)

- 9 池田市都市計画審議会条例（昭和 44 年池田市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「まちづくり環境部」を「都市整備部」に改める。

(池田市空家等対策協議会条例の一部改正)

- 10 池田市空家等対策協議会条例（平成 28 年池田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり環境部」を「都市整備部」に改める。

(池田市地域公共交通会議設置条例の一部改正)

- 1 1 池田市地域公共交通会議設置条例（平成30年池田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「交通道路課」を「都市政策課」に改める。

(池田市バリアフリー推進協議会設置条例の一部改正)

- 1 2 池田市バリアフリー推進協議会設置条例（平成31年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「交通道路課」を「都市政策課」に改める。

## 池田市事務分掌条例の一部改正について

### 1 部の再編

市長の権限に属する事務をより適正かつ効率的に遂行するため、市長の事務部局を総合政策部、総務部、市民活動部、健康福祉部、こども未来部及び都市整備部の6部に再編するものであること。

(第1条関係)

### 2 総合政策部の再編等

広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する業務、財政に関する業務並びにボートレースに関する業務の所管替えを行うとともに、総務部の秘書及び渉外に関する業務、人事、給与、研修及び福利厚生に関する業務並びに市民活動部の市民の自治活動に関する業務を移管するものであること。また、規定の整備を行うものであること。

(第2条関係)

### 3 総務部の再編等

秘書及び渉外に関する業務並びに人事、給与、研修及び福利厚生に関する業務の所管替えを行うとともに、総合政策部の広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する業務、財政に関する業務並びにボートレースに関する業務を移管するものであること。また、規定の整備を行うものであること。

(第3条関係)

### 4 市民活動部の再編等

市民の自治活動に関する業務の所管替えを行うとともに、まちづくり環境部の環境に関する業務、公害に関する業務及び清掃その他環境衛生に関する業務を移管するものであること。また、規定の整備を行うものであること。

(第4条関係)

5 福祉部の再編等

子ども・健康部の保健に関する業務の一部を移管し、保健（母子保健を除く。）に関する業務を所管し、「健康福祉部」に改称するものであること。

(第5条関係)

6 子ども・健康部の再編等

保健に関する業務の一部を所管替えし、母子保健に関する業務を所管し、「こども未来部」に改称するものであること。

(第6条関係)

7 まちづくり環境部の廃止

まちづくり環境部の業務の所管替えを行い、廃止するものであること。

(旧第7条関係)

8 都市整備部の再編等

まちづくり環境部の都市計画及び区画整理に関する業務並びに住宅に関する業務を移管するものであること。また、規定の整備を行うものであること。

(第7条関係)

9 施行期日等

この条例は、令和8年4月1日から施行するものであること。また、関係条例の規定を整理するものであること。

(改正条例附則関係)

## 令和8年4月1日組織改正の主な内容

### 1 部・課の再編

- ◆ 行政需要の複雑化・多様化に対応し、限られた人員のもとで持続可能な市政運営を実現するため、まちづくり環境部の廃止や課の統合など現行の7部41課体制を6部35課体制へ見直し、意思決定の迅速化と部門間の連携強化を図り、施策をより効果的に推進できる、機動的で実行力のある行政運営体制をめざす。

### 2 各部の事務分掌等の主な変更点

- ◆ 総合政策部

総務部秘書課を移管し、同課の業務に、広報広聴課の広報、市ホームページ等による情報発信及び報道に関する業務を移管し、名称を「秘書広報課」とする。総務部人事課を移管する。公共建築課の公共施設等の適正管理の総合調整に関する業務及び市民活動部コミュニティ推進課の市民の自治活動に関する業務を移管し、「地域未来課」を設置する。

- ◆ 総務部

総務課において、同課の業務に、総合政策部広報広聴課の広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する業務を移管する。総合政策部財政課を移管する。納税課と債権回収センターを統合し、「収納債権管理課」を設置する。

- ◆ 市民活動部

人権・文化国際課において、同課の業務に、コミュニティ推進課の公益活動の促進に関する業務を移管し、名称を「ダイバーシティ共創課」とす

る。まちづくり環境部環境政策課、業務センター及びクリーンセンターを移管する。

◆ 健康福祉部

名称を「健康福祉部」に改める。介護保険課において、同課の業務に、地域支援課の業務（介護予防に関する業務を除く。）を移管する。子ども・健康部健康増進課及び休日急病診療所を移管し、健康増進課において、同課の業務に、地域支援課の介護予防に関する業務、国保・年金課の国民健康保険制度の保健事業に関する業務、保険医療課の後期高齢者医療制度の保健事業に関する業務及び休日急病診療所の業務を移管する。

◆ こども未来部

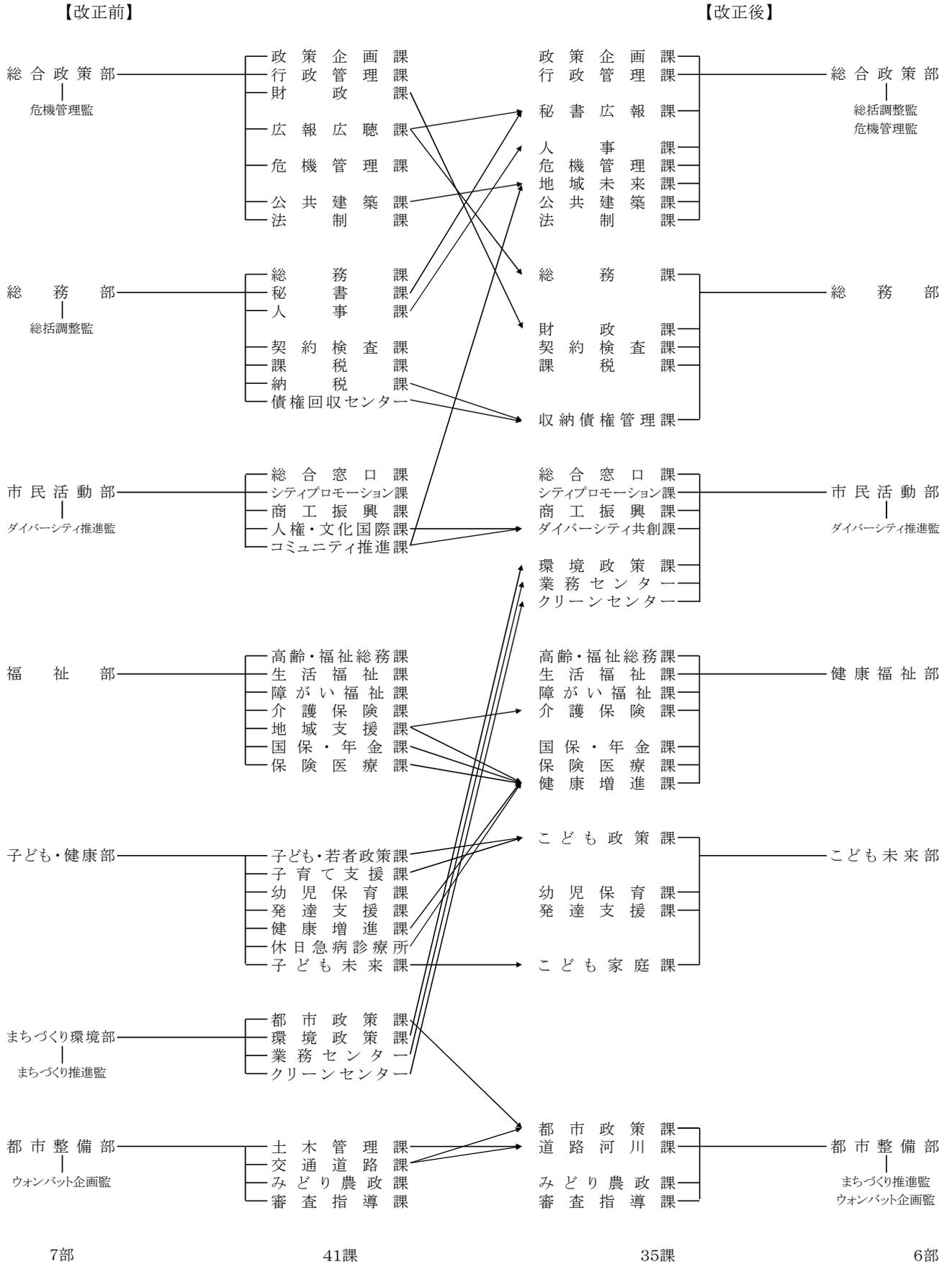
名称を「こども未来部」に改める。子ども・若者政策課と子育て支援課を統合し、「こども政策課」を設置する。子ども未来課の名称を「こども家庭課」に改める。

◆ 都市整備部

まちづくり環境部都市政策課を移管し、同課の業務に、交通道路課の交通政策の業務を移管する。土木管理課において、同課の業務に、交通道路課の業務（交通政策に関する業務を除く。）を移管し、名称を「道路河川課」とする。

議案第99号 参 考 (2)

令和8年4月1日組織改正の新旧対照表



【事務分掌の主な改正内容】

|  |   |
|--|---|
| 政 策 企 画 課<br>行 政 管 理 課   |   |
| 秘 書 広 報 課  | 総務部秘書課を移管し、広報、市ホームページ等による情報発信及び報道を移管                                      |
| 人 事 課<br>危 機 管 理 課<br>地 域 未 来 課<br>公 共 建 築 課<br>法 制 課            | 総務部人事課を移管<br>公共施設等の適正管理の総合調整及び市民の自治活動を移管                                  |
| 総 務 課  | 広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護を移管   |
| 財 政 課<br>契 約 検 査 課<br>税 課  | 総合政策部財政課を移管   |
| 収 納 債 権 管 理 課  | 納税課と債権回収センターを統合   |
| 総 合 窓 口 課<br>シ ティ プ ロ モーション 課<br>商 工 振 興 課<br>ダ イ バ ー シ ティ 共 創 課 | 公益活動の促進を移管  |
| 環 境 政 策 課<br>業 務 セ ン タ ー<br>ク リ ー ン セ ン タ ー                      | まちづくり環境部環境政策課を移管<br>まちづくり環境部業務センターを移管<br>まちづくり環境部クリーンセンターを移管              |
| 高 齢 ・ 福 祉 総 務 課<br>生 活 福 祉 課<br>障 が い 福 祉 課<br>介 護 保 険 課         | 地域支援課(介護予防を除く。)の業務を移管   |
| 国 保 ・ 年 金 課<br>保 険 医 療 課<br>健 康 増 進 課                            | 子ども・健康部健康増進課及び休日急病診療所を移管し、介護予防並びに国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の保健事業並びに休日急病診療所の業務を移管 |
| こ ど も 政 策 課  | 子ども・若者政策課と子育て支援課を統合   |
| 幼 児 保 育 課<br>発 達 支 援 課   |   |
| こ ど も 家 庭 課  |   |
| 都 市 政 策 課<br>道 路 河 川 課   | まちづくり環境部都市政策課を移管し、交通政策を移管<br>交通道路課の業務(交通政策を除く。)を移管                        |
| み どり 農 政 課<br>審 査 指 導 課  |   |

議案第99号 参 考 (3)

池田市事務分掌条例の一部を改正する条例(案)対照表

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>1 池田市事務分掌条例<br/>(目的)<br/>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するため、本市に次の部を置く。<br/>(1)～(3) (略)<br/><u>(4) 福祉部</u><br/><u>(5) 子ども・健康部</u><br/><u>(6) まちづくり環境部</u><br/><u>(7) (略)</u><br/>2・3 (略)<br/>(総合政策部の事務分掌)<br/>第2条 総合政策部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。<br/>(1)～(7) (略)<br/>(8) <u>財政に関する事項</u><br/><u>(9) ボートレースに関する事項</u><br/><u>(10) (略)</u></p> | <p>1 池田市事務分掌条例<br/>(目的)<br/>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するため、本市に次の部を置く。<br/>(1)～(3) (略)<br/><u>(4) 健康福祉部</u><br/><u>(5) こども未来部</u><br/><br/><u>(6) (略)</u><br/>2・3 (略)<br/>(総合政策部の事務分掌)<br/>第2条 総合政策部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。<br/>(1)～(7) (略)<br/>(8) <u>秘書及び渉外に関する事項</u><br/><br/><u>(9) (略)</u></p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>(11) <u>広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する事項</u></p> <p>(12)～(15) (略)</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(総務部の事務分掌)</p> <p>第3条 総務部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>秘書及び渉外に関する事項</u></p> <p>(4) <u>人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(市民活動部の事務分掌)</p> <p>第4条 市民活動部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>市民の自治活動に関する事項</u></p> <p>(11) (略)</p> | <p>(10) <u>人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>市民の自治活動に関する事項</u></p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(総務部の事務分掌)</p> <p>第3条 総務部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>広聴、市民相談、情報公開及び個人情報保護に関する事項</u></p> <p>(4) <u>財政に関する事項</u></p> <p>(5) <u>ボートレースに関する事項</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(市民活動部の事務分掌)</p> <p>第4条 市民活動部において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>環境に関する事項</u></p> <p>(12) <u>公害に関する事項</u></p> <p>(13) <u>清掃その他環境衛生に関する事項</u></p> |

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>(福祉部の事務分掌)</p> <p>第5条 <u>福祉部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(子ども・健康部の事務分掌)</p> <p>第6条 <u>子ども・健康部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保健</u>に関する事項</p> <p>(まちづくり環境部の事務分掌)</p> <p>第7条 <u>まちづくり環境部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>都市計画及び区画整理</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>住宅</u>に関する事項</p> <p>(3) <u>環境</u>に関する事項</p> <p>(4) <u>公害</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>清掃その他環境衛生</u>に関する事項</p> <p>(都市整備部の事務分掌)</p> <p>第8条 <u>都市整備部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> | <p>(健康福祉部の事務分掌)</p> <p>第5条 <u>健康福祉部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>保健</u> (母子保健を除く。)に関する事項</p> <p>(こども未来部の事務分掌)</p> <p>第6条 <u>こども未来部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>母子保健</u>に関する事項</p> <p>(都市整備部の事務分掌)</p> <p>第7条 <u>都市整備部</u>において分掌する事務の概要は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>都市計画及び区画整理</u>に関する事項</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 交通政策に関する事項</u></p> <p><u>(5)～(8) (略)</u></p> <p><u>第9条 (略)</u></p> <p>2 池田市特別職報酬等審議会条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>総務部人事課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>3 池田市公共施設等適正管理委員会条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総合政策部公共建築課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>4 池田市いじめ問題調査委員会条例</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(庶務)</p> | <p><u>(2) 住宅に関する事項</u></p> <p><u>(3) 交通政策に関する事項</u></p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p><u>(7)～(10) (略)</u></p> <p><u>第8条 (略)</u></p> <p>2 池田市特別職報酬等審議会条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>総合政策部人事課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>3 池田市公共施設等適正管理委員会条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>総合政策部地域未来課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>4 池田市いじめ問題調査委員会条例</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(庶務)</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>第11条 委員会の庶務は、<u>市民活動部人権・文化国際課</u>において処理する。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>5 池田市自殺対策計画策定委員会条例</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>福祉部障がい福祉課</u>において処理する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>6 池田市保育所等設置認可等審議会条例</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>子ども・健康部子ども・若者政策課</u>において処理する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>7 池田市地域包括支援センター運営協議会条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>福祉部地域支援課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> | <p>第11条 委員会の庶務は、市民活動部<u>ダイバーシティ共創課</u>において処理する。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>5 池田市自殺対策計画策定委員会条例</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、<u>健康福祉部障がい福祉課</u>において処理する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>6 池田市保育所等設置認可等審議会条例</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 審議会の庶務は、<u>こども未来部こども政策課</u>において処理する。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>7 池田市地域包括支援センター運営協議会条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部介護保険課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> |

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>8 池田市地域支援事業等運営協議会条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>福祉部地域支援課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>9 池田市都市計画審議会条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>まちづくり環境部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>10 池田市空家等対策協議会条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>まちづくり環境部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>11 池田市地域公共交通会議設置条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 交通会議の庶務は、<u>都市整備部交通道路課</u>において処理する。</p> | <p>8 池田市地域支援事業等運営協議会条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部介護保険課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>9 池田市都市計画審議会条例</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>都市整備部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>10 池田市空家等対策協議会条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、<u>都市整備部都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>11 池田市地域公共交通会議設置条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 交通会議の庶務は、<u>都市整備部都市政策課</u>において処理する。</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>第8条 (略)</p> <p>12 池田市バリアフリー推進協議会設置条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、都市整備部<u>交通道路課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> | <p>第8条 (略)</p> <p>12 池田市バリアフリー推進協議会設置条例</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、都市整備部<u>都市政策課</u>において処理する。</p> <p>第8条 (略)</p> |

議案第100号

## 池田市行政手続条例の一部改正について

池田市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

### 理 由

行政手続法の一部改正により、法令に基づく不利益処分をしようとする場合に意見陳述のための手続として行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する通知の公示送達の手続について、デジタル化に対応するものとされたことを踏まえ、条例等に基づく不利益処分をしようとする場合における聴聞及び弁明の機会の付与に関する通知の公示送達の手続についても同様の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

池田市行政手続条例（平成9年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条後段

中「、「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」」を「第28条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に、「第18条第3項」を「同条第3項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の池田市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項又は第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 池田市行政手続条例の一部改正について

1 不利益処分の名宛人となる者の所在が判明しない場合における聴聞の通知に係る公示送達（書類の名宛人となる者の所在が判明しない場合において、当該名宛人の氏名その他の事項及び当該書類をいつでも交付する旨を公示することにより、当該名宛人に当該書類が送達されたものとみなす制度をいう。以下同じ。）について、当該聴聞の通知をしようとする行政庁（以下単に「行政庁」という。）の事務所の掲示場に所定の公示事項を記載した書面を掲示して行うこととしていたところ、次に掲げる方法によることとするものであること。

(1) 所定の公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこと。

(2) 行政庁の事務所の掲示場に所定の公示事項を記載した書面を掲示し、又は行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に所定の公示事項を表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこと。

（第15条関係）

2 聴聞の期日における審理の結果なお聴聞を続行する必要があると認め次回の聴聞の期日を定めた場合であって当事者又は参加者の所在が判明しないときにおける当該次回の聴聞の通知に係る公示送達の方法について、1と同様の取扱いとするための整備を行うものであること。

（第22条関係）

3 不利益処分の名宛人となる者の所在が判明しない場合における弁明の機会の付与の通知に係る公示送達の方法について、1と同様の取扱いとするための整備を行うものであること。

(第29条関係)

- 4 この条例は、公布の日又はデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第100号 参 考

池田市行政手続条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>第1条～第14条（略）<br/>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> | <p>第1条～第14条（略）<br/>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を</u></p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第17条～第21条 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> | <p><u>とることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第17条～第21条 (略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第15条第3項及び<u>第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び<u>第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>第23条～第28条 (略)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と</u>、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、<u>第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第30条～第39条 (略)</p> | <p>第23条～第28条 (略)</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項<u>及び第4項</u>、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と</u>、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、<u>同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第30条～第39条 (略)</p> |

議案第101号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部改正について

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく本市の住民情報システムの標準化において、同システムに住登外者宛名番号管理機能を新たに導入し、これに個人番号を利用すべく、同機能による住登外者の情報の管理に関する事務について、本市における個人番号の独自利用を行う事務として定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例（案）

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年  
池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|      |   |
|------|---|
| 5 市長 | 住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用<br>する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台<br>帳に記録されていない者であって、事務処理に当たって記録<br>しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固<br>有の番号を付番し、管理するものをいう。）による住登外者<br>の情報の管理に関する事務 |
|------|---|

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部改正について

- 1 市長が行う住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、事務処理に当たって記録しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。）による住登外者の情報の管理に関する事務について、独自利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に定める個人番号の利用に係る事務以外に、地方公共団体が条例に定めて個人番号の独自利用を行う事務をいう。）として定めるものであること。

（別表第1関係）

- 2 この条例は、令和8年1月5日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第101号 参 考

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前       |     | 改 正 後       |   |
|-------------|-----|-------------|---|
| 本則（略）       |     | 本則（略）       |   |
| 別表第1（第3条関係） |     | 別表第1（第3条関係） |   |
| 執行機関        | 事務  | 執行機関        | 事務  |
| 1 市長～       | (略) | 1 市長～       | (略)   |
| 4 市長        |     | 4 市長        |   |
|             |     | 5 市長        | 住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、事務処理に当たって記録しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。）による住登外者の情報の管理に関する事務 |
| 別表第2（略）     |     | 別表第2（略）     |   |

議案第102号

## 池田市印鑑条例の一部改正について

池田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

電気通信事業法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

池田市印鑑条例（昭和51年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

池田市印鑑条例の一部改正について

1 引用条項の整理を行うものであること。

(第14条関係)

2 この条例は、公布の日又は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日のいずれか遅い日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第102号 参 考

池田市印鑑条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>第1条～第13条（略）<br/>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、本市の電子計算機と電気通信回路で接続された専用の端末機において、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して暗証番号の入力その他必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。</p> <p>第15条～第21条（略）</p> | <p>第1条～第13条（略）<br/>（印鑑登録証明書の交付申請）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、本市の電子計算機と電気通信回路で接続された専用の端末機において、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して暗証番号の入力その他必要な操作をすることにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。</p> <p>第15条～第21条（略）</p> |

議案第103号

池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

府費負担教職員等から引き続き本市教育委員会に採用された指導主事その他の職員の給与に関する整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第33条第6項中「（教育委員会指導主事の職にあるものは除く。）」を削る。

第37条の次に次の1条を加える。

（指導主事等の給与）

第37条の2 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定によりその者の受ける給与が大阪府の負担とされた教職員その他職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第3条第1項第4号ロに規定する給料表の適用を受ける者（以下この条において「府費負担教職員等」という。）から引き続き池田市教育委員会に採用された指導主事その他の職員に対する給料は、その者が引き続き府費負担教職員等であったとした場合に支給されるべき給料に相当する額を支給する。

2 府費負担教職員等から引き続き池田市教育委員会に採用された指導主事その他の職員について、この条例の規定により支給すべき給与（給料及び管理職手当を除く。以下この項において同じ。）がその者が引き続き府費負担教職員等であったとした場合に支給されるべき給与（以下この項において「府費負担教職員等としての給与」という。）との権衡を失すると認められる場合にあつては、当該府費負担教職員等としての給与との権衡上必要と認められる額の給与を支給することができる。

附則第14項及び第15項を次のように改める。

14及び15 削除

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 1 府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の規定によりその者の受ける給与が大阪府の負担とされた教職員をいう。）その他職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）に規定する小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける者から引き続き本市教育委員会に採用された指導主事その他の職員の給与について、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給を廃止するとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

（第33条及び第37条の2並びに附則第15項関係）

- 2 この条例は、令和8年1月1日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第103号 参 考

池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>第1条～第32条（略）<br/>（期末手当）</p> <p>第33条（略）<br/>2～5（略）</p> <p>6 第23条の規定の適用を受ける職員（<u>教育委員会指導主事の職にあるものは除く。</u>）並びに同条の規定の適用を受けない職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>第33条の2～第37条（略）</p> | <p>第1条～第32条（略）<br/>（期末手当）</p> <p>第33条（略）<br/>2～5（略）</p> <p>6 第23条の規定の適用を受ける職員並びに同条の規定の適用を受けない職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>第33条の2～第37条（略）<br/><u>（指導主事等の給与）</u></p> <p><u>第37条の2 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定によりその者の受ける給与が大阪府の負担とされた教職員その他職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第3条第1項第</u></p> |

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>第38条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 削除</p> <p>15 <u>この条例の適用職員のうち、指導主事の給料、教職調整額、地域手当、期末勤勉手当、義務教育等教員特別手当については、府費負担教職員に準じて支給する。</u></p> <p>16～26 (略)</p> | <p><u>4号口に規定する給料表の適用を受ける者（以下この条において「府費負担教職員等」という。）から引き続き池田市教育委員会に採用された指導主事その他の職員に対する給料は、その者が引き続き府費負担教職員等であったとした場合に支給されるべき給料に相当する額を支給する。</u></p> <p><u>2 府費負担教職員等から引き続き池田市教育委員会に採用された指導主事その他の職員について、この条例の規定により支給すべき給与（給料及び管理職手当を除く。以下この項において同じ。）がその者が引き続き府費負担教職員等であったとした場合に支給されるべき給与（以下この項において「府費負担教職員等としての給与」という。）との権衡を失すると認められる場合にあっては、当該府費負担教職員等としての給与との権衡上必要と認められる額の給与を支給することができる。</u></p> <p>第38条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14及び15 削除</p> <p>16～26 (略)</p> |

議案第104号

## 池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第9条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第21条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第29条第1項ただし書中「若しくは法」を「、法」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第30条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第30条の3第1項中「有するものに限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であ

るものに限る。) 」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第35条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第35条の3 令和8年4月1日以後に第102条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第102条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第104条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第102条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあって

は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第103条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
  - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
  - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第35条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定

令和8年4月1日

- (2) 第7条及び第9条の改正規定並びに次条の規定 公布の日又は地方税法

等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（公示送達に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）

第７条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条 新条例第２１条及び第２９条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２９条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３ 新条例第３０条の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の池田市市税条例（以下「旧条例」という。）第２９条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３０条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４ 新条例第３０条の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項にお

いて「公的年金等」という。)について提出する新条例第30条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第35条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、池田市市税条例第102条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第104条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第35条の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 池田市市税条例第104条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第35条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第35条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 池田市市税条例の一部改正について

### 1 総則関係

市税及びその督促手数料、延滞金等の賦課徴収又は還付に関する書類に係る公示送達（書類の名宛人となる者の所在が判明しない場合において、当該名宛人の氏名その他の事項及び当該書類をいつでも交付する旨を公示することにより、当該名宛人に当該書類が送達されたものとみなす制度をいう。）について、本市役所前の掲示場に所定の公示事項を記載した書面を掲示して行うこととしていたところ、次に掲げる方法によることとするものであること。

(1) 所定の公示事項について、本市の使用に係る電子計算機と所定の公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次のア及びイのいずれにも該当する方法により、不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこと。

ア 本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された所定の公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

イ インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの（ウェブサイトにアップロードする等）

(2) 本市役所前の掲示場に所定の公示事項を記載した書面を掲示し、又は本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に所定の公示事項を表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこと。

(第7条関係)

### 2 市民税関係

個人住民税の所得割の算定における所得控除として特定親族特別控除（特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の配偶者以外の親族等（その合計所得金額が123万円以下である者に限る。）であって、その合計所得金額が58万円以下であることを該当の要件とする控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合において、その合計所得金額に応じて定められた金額により行う控除をいう。）が創設されたことに伴い、個人市民税の所得割の算定における所得控除に係る規定のほか、市民税の申告並びに給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定において、所要の整備を行うものであること。

（第21条、第29条、第30条の2及び第30条の3関係）

### 3 市たばこ税関係

加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式について、加熱式たばこの重量及び価格により紙巻たばこの本数に換算しその本数を課税標準としていたところ、特例として、令和8年4月1日以降においては当該紙巻たばこの本数への換算を加熱式たばこの重量のみにより行うこととするものであること。

（附則第35条の3関係）

### 4 施行期日等

この条例は、令和8年1月1日から施行するものであること。ただし、3については同年4月1日から、1については公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

（改正条例附則関係）

議案第104号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>第1条～第6条の7 （略）<br/>（公示送達）</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、池田市公告式条例（昭和25年池田市条例第24号）第2条第1項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>第8条 （略）<br/>（納税証明事項）</p> <p>第9条 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> | <p>第1条～第6条の7 （略）<br/>（公示送達）</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を池田市公告式条例（昭和25年池田市条例第24号）第2条第1項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p> <p>第8条 （略）<br/>（納税証明事項）</p> <p>第9条 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p> |

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>第10条～第20条 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第22条～第28条 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の</p> | <p>第10条～第20条 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第22条～第28条 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （略）</p> | <p>所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）<u>、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の2第1項第3号及び第30条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2～8 （略）</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>第30条 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下である者に限</p> | <p>第30条 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下である者に限</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。)を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第31条～第142条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> | <p>る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。) <u>若しくは特定親族(退職手当に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有するもの(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第31条～第142条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> |

| 改 正 前                 | 改 正 後  |
|-----------------------|--|
| <p>第1条～第35条の2 (略)</p> | <p>第1条～第35条の2 (略)</p> <p><u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u></p> <p>第35条の3 令和8年4月1日以後に第102条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第102条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第104条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第102条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。</p> <p>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1</p> |

改 正 前

改 正 後

本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第103条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

| 改 正 前                | 改 正 後  |
|----------------------|--|
| <p>第36条～第56条 (略)</p> | <p> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u><br/> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ (第103条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)</u> と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ (同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。) であって<br/> <u>当該加熱式たばこのみの品目のもの</u> </p> <p>第36条～第56条 (略)</p> |

議案第105号

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条  
例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に、「第26条・第27条」を「第27条・第28条」に、「（第28条）」を「（第29条）」に改める。

第10条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項並びに第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加え、同条を第29条とする。

第27条中「第24条及び第25条」を「第25条及び第26条」に改め、同条後段を削り、第2章第3節中同条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第2章第2節中第25条を第26条とし、第24条を第25条とし、第23

条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

- 1 乳児等通園支援事業者の職員を対象として定めていた基準の部分について、その対象を乳児等通園支援事業所の職員に改めるものであること。

(第10条、第11条、第14条、第19条及び第29条関係)

- 2 乳児等通園事業者が定めておかなければならない乳児及び幼児の区分ごとの利用定員に関する規程について、当該区分を廃止するものであること。

(第17条関係)

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業の定義に係る規定中、利用定員の定義について明記するものであること。

(第21条関係)

- 4 特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難な特定の地域において提供される特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいう。以下同じ。）を行う事業者が当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、一般型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準については適用しないこととするものであること。

(第24条関係)

- 5 余裕活用型乳児等通園支援事業に係る準用規定について、所要の整備を行うものであること。

(第28条関係)

- 6 この条例は、令和8年4月1日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第105号 参 考

池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| 目次   | 目次   |
| 第1章 (略)  | 第1章 (略)  |
| 第2章 乳児等通園支援事業  | 第2章 乳児等通園支援事業  |
| 第1節 (略)  | 第1節 (略)  |
| 第2節 一般型乳児等通園支援事業 (第22条— <u>第25条</u> )  | 第2節 一般型乳児等通園支援事業 (第22条— <u>第26条</u> )  |
| 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 ( <u>第26条・第27条</u> )  | 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 ( <u>第27条・第28条</u> )  |
| 第3章 雑則 ( <u>第28条</u> )   | 第3章 雑則 ( <u>第29条</u> )   |
| 附則   | 附則   |
| 第1章 総則   | 第1章 総則   |
| 第1条～第9条 (略)  | 第1条～第9条 (略)  |
| <u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u>   | <u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u>   |
| 第10条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u> は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。 | 第10条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u> は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。 |
| <u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u>  | <u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u>  |
| 第11条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u> は、常に自己研鑽 <sup>きん</sup> に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努                   | 第11条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u> は、常に自己研鑽 <sup>きん</sup> に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努                   |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条・第13条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第15条・第16条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知</p> | <p>めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条・第13条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第15条・第16条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 乳児等通園支援事業</p> <p style="padding-left: 4em;">第1節 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> | <p>り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 乳児等通園支援事業</p> <p style="padding-left: 4em;">第1節 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員<u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2節 一般型乳児等通園支援事業</p> <p>第22条・第23条 (略)</p><br><p>第24条・第25条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 <u>第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 雑則</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄</p> | <p style="text-align: center;">第2節 一般型乳児等通園支援事業</p> <p>第22条・第23条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p> <p>第24条 <u>子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>第25条・第26条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第28条 <u>第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</u></p><br><p style="text-align: center;">第3章 雑則</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面</p> |

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> | <p>(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> |

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部改正について

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

大阪府知事からの権限移譲により、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく保育所等の職員による児童の虐待に対する措置に関する事項のうち、大阪府児童福祉審議会の権限に属させられたものについて、本市が処理するに当たり、池田市保育所等設置認可等審議会の所掌事項とするため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例（案）

池田市保育所等設置認可等審議会条例（平成28年池田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、その意見を述べるものとする」を「次に掲げる事項を処理する」に改め、同項第1号中「に規定する認可に関すること。」を「の規定による意見の陳述に関する事項」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）の規定により本市が処理することとなる法第33条の15、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第27条の6の規定により大阪府児童福祉審議会の権限に属させられた事項

第2条第1項第3号から第7号までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部改正について

- 1 大阪府知事からの権限移譲により本市が処理することとなる児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく保育所等の職員による児童の虐待に対する措置に関する事項のうち、当該措置に係る報告の受理、意見の陳述その他の大阪府児童福祉審議会の権限に属させられた事項について、池田市保育所等設置認可等審議会が処理することとするものであること。また、所要の規定の整備を行うものであること。

（第2条関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第106号 参 考

池田市保育所等設置認可等審議会条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、<u>市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、その意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第4項に規定する認可に関すること。</p> <p><u>(2) 法第35条第6項に規定する認可に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第46条第4項に規定する事業の停止の命令に関すること。</u></p> <p><u>(4) 法第59条第5項に規定する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関すること。</u></p> <p>(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、<u>次に掲げる事項を処理する。</u></p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第4項の<u>規定による意見の陳述に関する事項</u></p> <p><u>(2) 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第8号）の規定により本市が処理することとなる法第33条の15、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第27条の6の規定により大阪府児童福祉審議会の権限に属させられた事項</u></p> |

| 改 正 前  | 改 正 後                           |
|--|---------------------------------|
| <p><u>律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項に規定する認可に関すること。</u></p> <p><u>(6) 認定こども園法第21条第2項に規定する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関すること。</u></p> <p><u>(7) 認定こども園法第22条第2項に規定する認可の取消しに関すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> | <p>2 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> |

議案第107号

## 池田市都市計画法施行条例の一部改正について

池田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

良好な住居等の環境の形成及び保持を図るべく、開発許可の基準として、都市計画法の規定に基づき、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例（案）

池田市都市計画法施行条例（平成15年池田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づく市街化調整区域に係る開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関する事、法に関する事務の手数料の徴収に関する事その他法」を削る。

第8条を第9条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条中「、令」を「、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（法第33条第4項又は第35条の2第4項に基づく敷地面積の最低限度）

第3条 開発区域内において予定される建築物の敷地面積は、その予定される建築物が自己の用以外の用に供する一戸建ての住宅であるものに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積を最低限度とする。

- (1) その予定される建築物の敷地の全部が第一種低層住居専用地域に属する場合 120平方メートル
- (2) その予定される建築物の敷地の全部が第一種低層住居専用地域以外の区域に属する場合 100平方メートル
- (3) その予定される建築物の敷地が第一種低層住居専用地域の内外にわたる場合 120平方メートルにその敷地面積のうち第一種低層住居専用地域に属する部分の面積の割合を乗じて得た面積と100平方メートルにその

敷地面積のうち第一種低層住居専用地域以外の区域に属する部分の面積の割合を乗じて得た面積を合計した面積

別表中「第5条」を「第6条」に改め、同表11の項中「許可又は」の次に「法」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請に係る開発行為について適用する。

池田市都市計画法施行条例の一部改正について

1 2に伴う所要の規定の整備を行うものであること。

(第1条関係)

2 開発区域内において予定される建築物のうち、自己の用以外の用に供する一戸建ての住宅について、敷地面積の最低限度を定めるものであること。

(第3条関係)

3 この条例は、令和8年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第107号 参 考

池田市都市計画法施行条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）<u>第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づく市街化調整区域に係る開発行為及び開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関する事、法に関する事務の手数料の徴収に関する事</u>その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(法第33条第4項又は第35条の2第4項に基づく敷地面積の最低限度)</u></p> <p>第3条 <u>開発区域内において予定される建築物の敷地面積は、その予定される建築物が自己の用以外の用に供する一戸建ての住宅であるものに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積を最低限度とする。</u></p> <p>(1) <u>その予定される建築物の敷地の全部が第一種低層住居専用地域に属する場合 120平方メートル</u></p> <p>(2) <u>その予定される建築物の敷地の全部が第一種低層住居専用地域以外の区域に属する場合 100平方メートル</u></p> |

| 改 正 前   | 改 正 後 |    |    |    |     |  |    |   |   |    |    |    |     |  |    |
|---|-------|----|----|----|-----|--|----|---|---|----|----|----|-----|--|----|
| <p>(法第34条第12号の開発行為等)</p> <p><u>第3条</u> 法第34条第12号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域以外の区域</u>(同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域を除く。)において、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>第4条～第8条</u> (略)</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table> | 項     | 区分 | 金額 | 1～ | (略) |  | 10 | <p><u>(3) その予定される建築物の敷地が第一種低層住居専用地域の内外にわたる場合</u> 120平方メートルにその敷地面積のうち第一種低層住居専用地域に属する部分の面積の割合を乗じて得た面積と100平方メートルにその敷地面積のうち第一種低層住居専用地域以外の区域に属する部分の面積の割合を乗じて得た面積を合計した面積</p> <p>(法第34条第12号の開発行為等)</p> <p><u>第4条</u> 法第34条第12号(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)</u>第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域以外の区域(同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域を除く。)において、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>第5条～第9条</u> (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項</th> <th style="width: 80%;">区分</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table> | 項 | 区分 | 金額 | 1～ | (略) |  | 10 |
| 項   | 区分    | 金額 |    |    |     |  |    |   |   |    |    |    |     |  |    |
| 1～  | (略)   |    |    |    |     |  |    |   |   |    |    |    |     |  |    |
| 10  |       |    |    |    |     |  |    |   |   |    |    |    |     |  |    |
| 項   | 区分    | 金額 |    |    |     |  |    |   |   |    |    |    |     |  |    |
| 1～  | (略)   |    |    |    |     |  |    |   |   |    |    |    |     |  |    |
| 10  |       |    |    |    |     |  |    |   |   |    |    |    |     |  |    |

| 改 正 前 |  |  |     | 改 正 後 |  |   |     |
|-------|--|--|-----|-------|--|---|-----|
| 1 1   | 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項の書面の交付を受けようとする者 | <p>法第41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可又は第43条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとする場合</p> <p>法第29条第1項又は第43条第1項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付を受けようとする場合・法第42条第1項本文の規定により制限された建築等でないことを証する書面の交付を受けようとする場合</p> | (略) | 1 1   | 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条第1項の書面の交付を受けようとする者 | <p>法第41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可又は法第43条第1項の許可を受けたことを証する書面の交付を受けようとする場合</p> <p>法第29条第1項又は第43条第1項の許可を受ける必要がないことを証する書面の交付を受けようとする場合・法第42条第1項本文の規定により制限された建築等でないことを証する書面の交付を受けようとする場合</p> | (略) |

議案第108号

池田市道路占用料条例等の一部改正について

池田市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

本市が管理する道路、都市公園及び準用河川における占用に係る占用料等の額を改定するため、関係条例の一部を改正するものである。

池田市道路占用料条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市道路占用料条例の一部改正）

第1条 池田市道路占用料条例（昭和60年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 占用物件               |                       |            | 占用料         |        |        |
|--------------------|-----------------------|------------|-------------|--------|--------|
|                    |                       |            | 単位          | 期間     | 金額     |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 電柱                    | 本柱、支柱及び支線柱 | 1本          | 1年     | 3,600円 |
|                    |                       | 支線         |             |        | 1,800円 |
|                    | 電話柱                   | 本柱、支柱及び支線柱 | 1本          | 1年     | 2,100円 |
|                    |                       | 支線         |             |        | 1,050円 |
|                    | 電柱及び電話柱以外の柱類          |            |             |        | 180円   |
|                    | 共架電線その他上空に設ける線類       |            | 長さ1メートル     |        | 21円    |
|                    | 地下に設ける電線その他の線類        |            |             |        | 12円    |
|                    | 路上に設ける変圧器             |            | 1個          |        | 1,800円 |
|                    | 地下に設ける変圧器             |            | 占用面積1平方メートル |        | 1,200円 |
|                    | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 |            | 1個          |        | 3,600円 |
|                    | 郵便差出箱及び信書便差出箱         |            |             |        | 1,560円 |
|                    | 広告塔                   |            | 表示面積1平方メートル |        | 8,400円 |
| その他のもの             |                       | 占用面積1      |             | 3,600円 |        |

|                   |                           |                               |             |    |        |
|-------------------|---------------------------|-------------------------------|-------------|----|--------|
|                   |                           |                               | 平方メートル      |    |        |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          |                               | 長さ1メートル     | 1年 | 88円    |
|                   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                               |             |    | 120円   |
|                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                               |             |    | 180円   |
|                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                               |             |    | 240円   |
|                   | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                               |             |    | 380円   |
|                   | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |                               |             |    | 480円   |
|                   | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |                               |             |    | 880円   |
|                   | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの  |                               |             |    | 1,200円 |
|                   | 外径が1.0メートル以上              |                               |             |    | 2,400円 |
| 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | 自動運行補助施設                  | 自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 | 長さ1メートル     | 1年 | 13円    |
|                   |                           | 地下に設けるもの                      |             |    | 42円    |
|                   | その他のもの                    | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類    | 1本          |    | 3,400円 |
|                   |                           | 上空に設けるもの                      | 占用面積1平方メートル |    | 2,100円 |
|                   |                           | 地下に設けるもの                      |             |    | 1,300円 |
|                   | その他のもの                    |                               |             |    | 4,200円 |

|  |                              |                    |             |    |                |
|--|------------------------------|--------------------|-------------|----|----------------|
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設                          |                              |                    | 占用面積1平方メートル | 1年 | 3,600円         |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設                          | 地下街及び地下室                     | 階数が1のもの            | 占用面積1平方メートル | 1年 | Aに0.004を乗じて得た額 |
|  |                              | 階数が2のもの            |             |    | Aに0.006を乗じて得た額 |
|  |                              | 階数が3以上のもの          |             |    | Aに0.007を乗じて得た額 |
|  | 上空に設ける通路                     |                    |             |    | 4,200円         |
|  | 地下に設ける通路                     |                    |             |    | 2,500円         |
|  | その他のもの                       |                    |             |    | 3,600円         |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設                          | 祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの           |                    | 占用面積1平方メートル | 1日 | 84円            |
|  | その他のもの                       |                    |             |    | 1月             |
| 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。）             | 一時的に設けるもの          | 表示面積1平方メートル | 1月 | 840円           |
|  |                              | その他のもの             |             | 1年 | 8,400円         |
|  | 標識                           |                    | 1本          | 1年 | 2,880円         |
|  | 旗ざお                          | 祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの |             | 1日 | 84円            |
|  |                              | その他のもの             |             | 1月 | 840円           |
|  | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの | その面積1平方メートル | 1日 | 84円            |
|  |                              | その他のもの             |             | 1月 | 840円           |
|  | アーチ                          | 車道を横断するもの          | 1基          |    | 8,400円         |

|                                  |                            |        |                 |                      |                |
|----------------------------------|----------------------------|--------|-----------------|----------------------|----------------|
|                                  |                            | その他のもの |                 | 4, 200円              |                |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |                            |        | 占用面積<br>1平方メートル | 1月<br>840円           |                |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設    |                            |        | 占用面積<br>1平方メートル | 1月<br>360円           |                |
| 令第7条第9号に掲げる施設                    | 建築物                        |        | 占用面積<br>1平方メートル | 1年<br>Aに0.010を乗じて得た額 |                |
|                                  | その他のもの                     |        |                 |                      | Aに0.007を乗じて得た額 |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場           | 建築物                        |        | 占用面積<br>1平方メートル | 1年<br>Aに0.022を乗じて得た額 |                |
|                                  | その他のもの                     |        |                 |                      | Aに0.007を乗じて得た額 |
| 令第7条第12号に掲げる器具                   |                            |        | 占用面積<br>1平方メートル | 1年<br>Aに0.025を乗じて得た額 |                |
| 令第7条第13号に掲げる施設                   | トンネルの上又は高速自動車国道等の路面下に設けるもの |        | 占用面積<br>1平方メートル | 1年<br>Aに0.010を乗じて得た額 |                |
|                                  | 上空に設けるもの                   |        |                 |                      | Aに0.022を乗じて得た額 |
|                                  | その他のもの                     |        |                 |                      | Aに0.031を乗じて得た額 |

第2条 池田市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部電柱及び電話柱以外の柱類の項中「180円」を「210円」に改め、同部地下に設ける電線その他の線類の項中「12円」を「13円」に改め、同部路上に設ける変圧器の項

中「1, 800円」を「2, 100円」に改め、同部地下に設ける変圧器の項中「1, 200円」を「1, 300円」に改め、同部変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「3, 600円」を「4, 200円」に改め、同部郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「1, 560円」を「1, 800円」に改め、同部その他のものの項中「3, 600円」を「4, 200円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の部外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの項中「120円」を「130円」に改め、同部外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの項中「180円」を「190円」に改め、同部外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの項中「240円」を「250円」に改め、同部外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの項中「480円」を「510円」に改め、同部外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの項中「1, 200円」を「1, 300円」に改め、同部外径が1.0メートル以上のもの項中「2, 400円」を「2, 500円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の部中「3, 600円」を「4, 200円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の部その他のもの項中「3, 600円」を「4, 200円」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の部標識の項中「2, 880円」を「3, 400円」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部中「360円」を「420円」に改める。

（池田市都市公園条例の一部改正）

第3条 池田市都市公園条例（昭和39年池田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表を次のように改める。

(2) 公園の使用料

| 種類                        |                   |                  | 使用料 |    |         |        |
|---------------------------|-------------------|------------------|-----|----|---------|--------|
|                           |                   |                  | 単位  | 期間 | 金額      |        |
| 法第7条第1項第1号に掲げる工作物         | 電柱                | 本柱、支柱及び支線柱       | 1本  | 1年 | 3,600円  |        |
|                           |                   | 支線               |     |    | 1,800円  |        |
|                           | 電話柱               | 本柱、支柱及び支線柱       |     |    | 2,100円  |        |
|                           |                   | 支線               |     |    | 1,050円  |        |
|                           | 共架電線その他上空に設ける線類   |                  |     |    | 長さ1メートル | 21円    |
|                           | 地下に設ける電線その他の線類    |                  |     |    |         | 12円    |
|                           | 変圧塔その他これらに類するもの   |                  |     |    | 1個      | 3,600円 |
|                           | 法第7条第1項第2号に掲げる工作物 | 外径が0.07メートル未満のもの |     |    | 長さ1メートル | 1年     |
| 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                   | 120円             |     |    |         |        |
| 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                   | 180円             |     |    |         |        |
| 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                   | 240円             |     |    |         |        |
| 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                   | 380円             |     |    |         |        |
| 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |                   | 480円             |     |    |         |        |
| 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |                   | 880円             |     |    |         |        |
| 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの  |                   | 1,200円           |     |    |         |        |
| 外径が1.0メートル以上のもの           |                   | 2,400円           |     |    |         |        |

|  |                      |                 |    |        |
|--|----------------------|-----------------|----|--------|
| 法第7条第1項第3号に掲げる工作物                      | 通路、公共駐車場その他これらに類する施設 | 占有面積<br>1平方メートル | 1年 | 2,500円 |
|  | 鉄道、軌道その他これらに類する施設    |                 |    | 4,200円 |
| 法第7条第1項第4号に掲げる工作物                      | 郵便差出箱及び信書便差出箱        | 1個              | 1年 | 1,560円 |
|  | 公衆電話所                |                 |    | 3,600円 |
| 法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設 |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1月 | 360円   |
| 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物                    |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1月 | 1,100円 |
| 令第12条第2項第1号に掲げる施設                      |                      | 1本              | 1年 | 2,880円 |
| 令第12条第2項第2号に掲げる施設                      |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1年 | 1,000円 |
| 令第12条第2項第2号の3に掲げる施設                    |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1年 | 1,000円 |
| 令第12条第2項第3号に掲げる施設                      |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1年 | 4,200円 |
| 令第12条第2項第4号に掲げる施設                      |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1年 | 3,000円 |
| 令第12条第2項第5号及び第6号に掲げる施設                 |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1年 | 3,000円 |
| 令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設                 |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1月 | 840円   |
| 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し             |                      | 1件              | 1日 | 1,000円 |
| 行商、ボックス等                               |                      | 占有面積<br>1平方メートル | 1日 | 200円   |
| 業として写真を撮影するもの                          |                      | 1か所             | 1日 | 1,000円 |

備考

- 1 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 2 占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又は占用面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

第4条 池田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表の(2)の表法第7条第1項第1号に掲げる工作物の部地下に設ける電線その他の線類の項中「12円」を「13円」に改め、同部変圧塔その他これらに類するものの項中「3,600円」を「4,200円」に改め、同表法第7条第1項第2号に掲げる工作物の部外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの項中「120円」を「130円」に改め、同部外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの項中「180円」を「190円」に改め、同部外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの項中「240円」を「250円」に改め、同部外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの項中「480円」を「510円」に改め、同部外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同部外径が1.0メートル以上のもの項中「2,400円」を「2,500円」に改め、同表法第7条第1項第4号に掲げる工作物の部郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「1,560円」を「1,800円」に改め、同部公衆電話所の項中「3,600円」を「4,200円」に改め、同表法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設の部中「360円」を「420円」に改め、同表令第12条第2項第1号に掲げる施設の部中「2,880円」を「3,400円」に改める。

(池田市準用河川の占用に関する条例の一部改正)

第5条 池田市準用河川の占用に関する条例（平成27年池田市条例第3号）

の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 占用物件                                   |                           |            | 占用料     |    |             |        |
|--|---------------------------|------------|---------|----|-------------|--------|
|  |                           |            | 単位      | 期間 | 金額          |        |
| 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 | 電柱                        | 本柱、支柱及び支線柱 | 1本      | 1年 | 3,600円      |        |
|  |                           | 支線         |         |    | 1,800円      |        |
|  | 電話柱                       | 本柱、支柱及び支線柱 |         |    | 2,100円      |        |
|  |                           | 支線         |         |    | 1,050円      |        |
|  | 電柱及び電話柱以外の柱類              |            |         |    |             | 180円   |
|  | 共架電線その他上空に設ける線類           |            |         |    | 長さ1メートル     | 21円    |
|  | 地下に設ける電線その他の線類            |            |         |    |             | 12円    |
|  | 地上に設ける変圧器                 |            |         |    | 1個          | 1,800円 |
|  | 地下に設ける変圧器                 |            |         |    | 占用面積1平方メートル | 1,200円 |
|  | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所     |            |         |    | 1個          | 3,600円 |
|  | 郵便差出箱及び信書便差出箱             |            |         |    |             | 1,560円 |
|  | 広告塔                       |            |         |    | 表示面積1平方メートル | 8,400円 |
|  | その他のもの                    |            |         |    | 占用面積1平方メートル | 3,600円 |
| 水管、下水道管、ガスパイプその他これらに類する物件              | 外径が0.07メートル未満のもの          |            | 長さ1メートル | 1年 | 88円         |        |
|  | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |            |         |    | 120円        |        |
|  | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |            |         |    | 180円        |        |

|              |                           |    |        |
|--------------|---------------------------|----|--------|
|              | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |    | 240円   |
|              | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |    | 380円   |
|              | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |    | 480円   |
|              | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |    | 880円   |
|              | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの  |    | 1,200円 |
|              | 外径が1.0メートル以上のもの           |    | 2,400円 |
| 工事用施設及び工事用材料 | 占用面積1平方メートル               | 1月 | 840円   |

別表備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 表示面積若しくは占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

第6条 池田市準用河川の占用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物の部電柱及び電話柱以外の柱類の項中「180円」を「210円」に改め、同部地下に設ける電線その他の線類の項中「12円」を「13円」に改め、同部地上に設ける変圧器の項中「1,800円」を「2,100円」に改め、同部地下に設ける変圧器の項中「1,200円」を「1,

300円」に改め、同部変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「3,600円」を「4,200円」に改め、同部郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「1,560円」を「1,800円」に改め、同部その他のものの項中「3,600円」を「4,200円」に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件の部外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの項中「120円」を「130円」に改め、同部外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの項中「180円」を「190円」に改め、同部外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの項中「240円」を「250円」に改め、同部外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの項中「480円」を「510円」に改め、同部外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同部外径が1.0メートル以上のもの項中「2,400円」を「2,500円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第3項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の池田市道路占用料条例別表、第3条の規定による改正後の池田市都市公園条例別表の(2)の表及び第5条の規定による改正後の池田市準用河川の占用に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後における占用又は使用に係る占用料又は使用料について適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の池田市道路占用料条例別表、第4条の規定による改正後の池田市都市公園条例別表の(2)の表及び第6条の規定による改

正後の池田市準用河川の占用に関する条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後における占用又は使用に係る占用料又は使用料について適用し、同日前の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

## 池田市道路占用料条例等の一部改正について

- 1 池田市道路占用料条例（昭和60年池田市条例第14号）の一部改正〔第1条関係〕

道路の占用に係る占用料の額について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの適用に係る改定を行うものであること。

（別表関係）

- 2 池田市道路占用料条例の一部改正〔第2条関係〕

道路の占用に係る占用料の額について、令和9年4月1日以後の適用に係る改定を行うものであること。

（別表関係）

- 3 池田市都市公園条例（昭和39年池田市条例第15号）の一部改正〔第3条関係〕

都市公園の占用に係る使用料の額について、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの適用に係る改定を行うものであること。

（別表関係）

- 4 池田市都市公園条例の一部改正〔第4条関係〕

都市公園の占用に係る使用料の額について、令和9年4月1日以後の適用に係る改定を行うものであること。

（別表関係）

- 5 池田市準用河川の占用に関する条例（平成27年池田市条例第3号）の一部改正〔第5条関係〕

準用河川（一級河川及び二級河川以外の河川のうち、市長が指定し管理するものをいう。以下同じ。）の区域内の土地の占用に係る土地占用料の額に

ついて、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの適用に係る改定を行うものであること。

(別表関係)

6 池田市準用河川の占用に関する条例の一部改正〔第6条関係〕

準用河川の区域内の土地の占用に係る土地占用料の額について、令和9年4月1日以後の適用に係る改定を行うものであること。

(別表関係)

7 この条例は、令和8年4月1日から施行するものであること。ただし、2、4及び6については、令和9年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第108号 参 考

池田市道路占用料条例等の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前              |                 |             |    |            | 改 正 後              |            |            |    |    |        |
|--------------------|-----------------|-------------|----|------------|--------------------|------------|------------|----|----|--------|
| 1 池田市道路占用料条例       |                 |             |    |            | 1 池田市道路占用料条例       |            |            |    |    |        |
| 本則（略）              |                 |             |    |            | 本則（略）              |            |            |    |    |        |
| 別表（第2条関係）          |                 |             |    |            | 別表（第2条関係）          |            |            |    |    |        |
| 占用物件               |                 | 占用料         |    |            | 占用物件               |            | 占用料        |    |    |        |
|                    |                 | 単位          | 期間 | 金額         |                    |            | 単位         | 期間 | 金額 |        |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 電柱              | 1本          | 1年 | 円<br>3,400 | 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 電柱         | 本柱、支柱及び支線柱 | 1本 | 1年 | 3,600円 |
|                    | 電話柱             |             |    | 1,980      |                    |            | 支線         |    |    | 1,800円 |
|                    | その他の柱類          |             |    | 150        | 電話柱                | 本柱、支柱及び支線柱 |            |    |    | 2,100円 |
|                    | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートル     |    | 20         |                    |            |            |    |    | 支線     |
|                    | 地下電線その他地下に設ける線類 | ル           |    | 10         | 電柱及び電話柱以外の柱類       |            |            |    |    | 180円   |
|                    | 路上に設ける変圧器       | 1個          |    | 1,500      | 共架電線その他上空に設ける線類    | 長さ1メートル    |            |    |    | 21円    |
|                    | 地下に設ける変圧器       | 占有面積1平方メートル |    | 1,000      | 地下に設ける電線その他の線類     |            |            |    |    | 12円    |
|                    |                 |             |    |            | 路上に設ける変圧器          | 1個         |            |    |    | 1,800円 |

| 改 正 前             |                           |             |        | 改 正 後             |                           |                       |             |        |
|-------------------|---------------------------|-------------|--------|-------------------|---------------------------|-----------------------|-------------|--------|
|                   | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所     | 1個          | 3,000  |                   | 地下に設ける変圧器                 | 占用面積1平方メートル           | 1,200円      |        |
|                   | 郵便差出箱及び信書便差出箱             |             | 1,300  |                   |                           | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個          | 3,600円 |
|                   | 広告塔                       | 表示面積1平方メートル | 11,000 |                   |                           | 郵便差出箱及び信書便差出箱         |             | 1,560円 |
|                   | その他のもの                    | 占用面積1平方メートル | 3,000  |                   |                           | 広告塔                   | 表示面積1平方メートル | 8,400円 |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.1メートル未満のもの           | 長さ1メートル     | 100    | その他のもの            |                           | 占用面積1平方メートル           | 3,600円      |        |
|                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | ル           | 150    | 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートル               | 1年<br>88円   |        |
|                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |             | 200    |                   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                       | 120円        |        |
|                   | 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの  |             | 400    |                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                       | 180円        |        |
|                   | 外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの  |             | 1,000  |                   |                           |                       |             |        |

| 改 正 前             |                        |             |                | 改 正 後             |                           |          |         |    |     |
|-------------------|------------------------|-------------|----------------|-------------------|---------------------------|----------|---------|----|-----|
|                   | 外径が1.0メートル以上のもの        |             | 2,000          |                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |          | 240円    |    |     |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 | 占有面積1平方メートル | 3,000          |                   | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |          | 380円    |    |     |
|                   | 地下街及び地下室               | 階数が1のもの     | Aに0.003を乗じて得た額 |                   | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |          | 480円    |    |     |
|                   |                        |             | Aに0.005を乗じて得た額 |                   |                           |          |         |    |     |
|                   |                        |             | Aに0.006を乗じて得た額 |                   |                           |          |         |    |     |
|                   | 上空に設ける通路               |             | 7,200          |                   | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |          | 880円    |    |     |
|                   | 地下に設ける通路               |             | 3,600          |                   | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの  |          | 1,200円  |    |     |
|                   | その他のもの                 |             | 3,000          |                   | 外径が1.0メートル以上のもの           |          | 2,400円  |    |     |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの    | 1日          | 110            | 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | 自動運行装置による検知の対象として設置するもの   | 地下に設けるもの | 長さ1メートル | 1年 | 13円 |
|                   | その他のもの                 | 1月          | 1,100          |                   | その他のもの                    |          |         |    | 42円 |

| 改 正 前  |                                  |                     |             |     | 改 正 後  |     |                            |          |             |             |        |                |                |        |
|--|----------------------------------|---------------------|-------------|-----|--------|-----|----------------------------|----------|-------------|-------------|--------|----------------|----------------|--------|
| 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）<br>第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。）                 | 一時的に設けるもの           | 表示面積1平方メートル | 1年  | 1,100  | 助施設 | 導線その他の線類                   |          |             |             |        |                |                |        |
|  |                                  | その他のもの              |             |     | 11,000 |     | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 | 1本       |             | 3,400円      |        |                |                |        |
|  | 標識                               |                     | 1本          |     | 2,400  |     | その他のもの                     | 上空に設けるもの | 占用面積1平方メートル | 2,100円      |        |                |                |        |
|  | 旗ざお                              | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの |             | 1日  | 110    |     |                            | 地下に設けるもの |             | 1,300円      |        |                |                |        |
|  |                                  | その他のもの              |             | 1月  | 1,100  |     | その他のもの                     |          |             | 4,200円      |        |                |                |        |
|  | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）     | 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートル | 1日  | 110    |     | 法第32条第1項第4号に掲げる施設          |          | 占用面積1平方メートル | 1年          | 3,600円 |                |                |        |
|  |                                  | その他のもの              |             | 1月  | 1,100  |     | 法第32条第1項第5号に掲げる施設          | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの     | 占用面積1平方メートル | 1年     | Aに0.004を乗じて得た額 |                |        |
|  | アーチ                              | 車道を横断するもの           | 1基          |     | 11,000 |     |                            |          |             |             |        | 階数が2のもの        | Aに0.006を乗じて得た額 |        |
|  |                                  | その他のもの              |             |     | 5,400  |     |                            |          |             |             |        |                | 階数が3           | Aに0.00 |
|  | 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 |                     | 占用面積1平方メートル |     | 1,100  |     |                            |          |             |             |        |                |                | Aに0.00 |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び                             |                                  | 平方メートル              |             | 300 |        |     |                            |          |             |             |        |                |                |        |

| 改 正 前  |  |              | 改 正 後                    |                   |                      |                                   |                                    |                        |                     |
|--|--|--------------|--------------------------|-------------------|----------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------|---------------------|
| 同条第7号に掲げる施設  |  |              | トル                       | 1年                | Aに0.00               | 7を乗じて得た額                          |                                    |                        |                     |
| 令第7条<br>第9号に<br>掲げる施<br>設並びに<br>同条第1<br>0号に掲<br>げる施設<br>及び自動<br>車駐車場 | 建築物  | 階数が1のもの      |                          |                   |                      | 以上のも<br>の                         | 上空に設ける通路                           | 4,200円                 |                     |
|  |  | の            |                          |                   |                      | 地下に設ける通路                          |                                    | 2,500円                 |                     |
|  |  | 階数が2のもの      |                          |                   |                      | その他のもの                            |                                    | 3,600円                 |                     |
|  |  | の            |                          |                   |                      | 法第32<br>条第1項<br>第6号に<br>掲げる施<br>設 |                                    | 祭礼、縁日等に際し一時<br>的に設けるもの | 占用面積1<br>平方メート<br>ル |
| 階数が3のもの  | Aに0.01   | 1を乗じて得<br>た額 |                          |                   |                      | その他のもの                            | ル                                  | 1月                     | 840円                |
| の  | Aに0.01   | 3を乗じて得<br>た額 | 看板（アーチ<br>であるものを<br>除く。） | 一時的に<br>設けるも<br>の | 表示面積1<br>平方メート<br>ル  | 1月                                | 840円                               |                        |                     |
| 階数が4以上<br>のもの  | Aに0.01   | 3を乗じて得<br>た額 | 政令第4<br>79号。             | その他の<br>もの        | ル                    | 1年                                | 8,400円                             |                        |                     |
| その他のもの   |  |              | Aに0.00                   | 6を乗じて得<br>た額      | 以下「令<br>という。）        | 標識                                | 1本                                 | 1年                     | 2,880円              |
| 令第7条<br>第12号<br>に掲げる<br>器具   | 自転車、原動機付自転車又は<br>二輪自動車を駐車させるため<br>に必要な車輪止め装置その他<br>の器具 |              | 3,000                    |                   | 第7条第<br>1号に掲<br>げる物件 | 旗ざお                               | 祭礼、縁<br>日等に際<br>し一時的<br>に設ける<br>もの | 1日                     | 84円                 |
| 令第7条   | 上空、トンネ   | 階数が1のもの      | Aに0.00                   |                   |                      |                                   |                                    |                        |                     |

| 改 正 前                                       |                                   |               |  |                        | 改 正 後  |                                    |                     |            |                  |
|---|-----------------------------------|---------------|--|------------------------|--|------------------------------------|---------------------|------------|------------------|
| 第13号<br>に掲げる<br>休憩所、<br>給油所及<br>び自動車<br>修理所 | ルの上又は高                            | の             |  | 6を乗じて得<br>た額           |  | その他の<br>もの                         |                     | 1月         | 840円             |
|   | 速自動車国道                            | 階数が2のも<br>の   |  | Aに0.00<br>9を乗じて得<br>た額 | 幕（令第7条<br>第4号に掲げ<br>る工事用施設<br>であるものを<br>除く。） | 祭礼、縁<br>日等に際<br>し一時的<br>に設ける<br>もの | その面積1<br>平方メー<br>トル | 1日         | 84円              |
|   | （高架のもの<br>に限る。）の<br>路面下に設け<br>るもの | 階数が3のも<br>の   |  | Aに0.01<br>1を乗じて得<br>た額 |  |                                    |                     | その他の<br>もの | 1月               |
|   |                                   | 階数が4以上<br>のもの |  | Aに0.01<br>3を乗じて得<br>た額 | アーチ  | 車道を横<br>断するも<br>の                  | 1基                  |            | 8,400円           |
|   | その他のもの                            |               |  | Aに0.01<br>8を乗じて得<br>た額 |  |                                    |                     | その他の<br>もの |                  |
|   |                                   |               |  |                        | 令第7条第4号に掲げる工事用施設及<br>び同条第5号に掲げる工事用材料         |                                    | 占用面積1<br>平方メー<br>トル | 1月         | 840円             |
|   |                                   |               |  |                        | 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及<br>び同条第7号に掲げる施設            |                                    | 占用面積1<br>平方メー<br>トル | 1月         | 360円             |
|   |                                   |               |  |                        | 令第7条<br>第9号に                                 | 建築物                                | 占用面積1<br>平方メー<br>トル | 1年         | Aに0.01<br>0を乗じて得 |

| 改正前 | 改正後                    |                            |             |                |                |
|-----|------------------------|----------------------------|-------------|----------------|----------------|
|     | 掲げる施設                  |                            | ル           |                | た額             |
|     |                        | その他のもの                     |             |                | Aに0.007を乗じて得た額 |
|     | 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物                        | 占用面積1平方メートル | 1年             | Aに0.022を乗じて得た額 |
|     |                        | その他のもの                     | ル           |                | Aに0.007を乗じて得た額 |
|     | 令第7条第12号に掲げる器具         | 占用面積1平方メートル                | 1年          | Aに0.025を乗じて得た額 |                |
|     | 令第7条第13号に掲げる施設         | トンネルの上又は高速自動車国道等の路面下に設けるもの | 占用面積1平方メートル | 1年             | Aに0.010を乗じて得た額 |
|     |                        | 上空に設けるもの                   | ル           |                | Aに0.022を乗じて得た額 |
|     |                        | その他のもの                     |             |                | Aに0.031を乗じて得た額 |

| 改 正 前              |                       |     |             |    |        | 改 正 後                 |    |              |        |      |    |
|--------------------|-----------------------|-----|-------------|----|--------|-----------------------|----|--------------|--------|------|----|
| 備考 (略)             |                       |     |             |    |        | 備考 (略)                |    |              |        |      |    |
| 2 池田市道路占用料条例       |                       |     |             |    |        | 2 池田市道路占用料条例          |    |              |        |      |    |
| 本則 (略)             |                       |     |             |    |        | 本則 (略)                |    |              |        |      |    |
| 別表 (第2条関係)         |                       |     |             |    |        | 別表 (第2条関係)            |    |              |        |      |    |
| 占用物件               |                       |     | 占用料         |    |        | 占用物件                  |    |              | 占用料    |      |    |
|                    |                       |     | 単位          | 期間 | 金額     |                       |    |              | 単位     | 期間   | 金額 |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 電柱・電話柱                | (略) | 1本          | 1年 | (略)    | 1本                    | 1年 | (略)          |        |      |    |
|                    | 電柱及び電話柱以外の柱類          |     |             |    | 180円   |                       |    | 電柱及び電話柱以外の柱類 |        | 210円 |    |
|                    | 共架電線その他上空に設ける線類       |     | 長さ1メートル     |    | (略)    | 共架電線その他上空に設ける線類       |    | 長さ1メートル      | (略)    |      |    |
|                    | 地下に設ける電線その他の線類        |     |             |    | 12円    | 地下に設ける電線その他の線類        |    |              | 13円    |      |    |
|                    | 路上に設ける変圧器             |     | 1個          |    | 1,800円 | 路上に設ける変圧器             |    | 1個           | 2,100円 |      |    |
|                    | 地下に設ける変圧器             |     | 占用面積1平方メートル |    | 1,200円 | 地下に設ける変圧器             |    | 占用面積1平方メートル  | 1,300円 |      |    |
|                    | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 |     | 1個          |    | 3,600円 | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 |    | 1個           | 4,200円 |      |    |

| 改 正 前             |                           |             |    |                | 改 正 後             |                           |             |    |                |
|-------------------|---------------------------|-------------|----|----------------|-------------------|---------------------------|-------------|----|----------------|
|                   | 郵便差出箱及び信書便差出箱             |             |    | <u>1, 560円</u> |                   | 郵便差出箱及び信書便差出箱             |             |    | <u>1, 800円</u> |
|                   | 広告塔                       | (略)         |    | (略)            |                   | 広告塔                       | (略)         |    | (略)            |
|                   | その他のもの                    | 占用面積1平方メートル |    | <u>3, 600円</u> |                   | その他のもの                    | 占用面積1平方メートル |    | <u>4, 200円</u> |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートル     | 1年 | (略)            | 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートル     | 1年 | (略)            |
|                   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |             |    | <u>120円</u>    |                   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |             |    | <u>130円</u>    |
|                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |             |    | <u>180円</u>    |                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |             |    | <u>190円</u>    |
|                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |             |    | <u>240円</u>    |                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |             |    | <u>250円</u>    |
|                   | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |             |    | (略)            |                   | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |             |    | (略)            |
|                   | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |             |    | <u>480円</u>    |                   | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |             |    | <u>510円</u>    |

| 改 正 前             |                          |     |             |               | 改 正 後             |                          |     |             |               |
|-------------------|--------------------------|-----|-------------|---------------|-------------------|--------------------------|-----|-------------|---------------|
|                   | もの                       |     |             |               |                   | もの                       |     |             |               |
|                   | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |     |             | (略)           |                   | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |     |             | (略)           |
|                   | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの |     |             | <u>1,200円</u> |                   | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの |     |             | <u>1,300円</u> |
|                   | 外径が1.0メートル以上のもの          |     |             | <u>2,400円</u> |                   | 外径が1.0メートル以上のもの          |     |             | <u>2,500円</u> |
| 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | (略)                      |     |             |               | 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | (略)                      |     |             |               |
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設 | 占用面積1平方メートル              | 1年  |             | <u>3,600円</u> | 法第32条第1項第4号に掲げる施設 | 占用面積1平方メートル              | 1年  |             | <u>4,200円</u> |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室                 | (略) | 占用面積1平方メートル | 1年            | (略)               | 地下街及び地下室                 | (略) | 占用面積1平方メートル | 1年            |
|                   | 上空に設ける通路・地下に設ける通路        |     |             |               |                   | 上空に設ける通路・地下に設ける通路        |     |             |               |

| 改 正 前                                      |                  |     |      |        | 改 正 後                                      |                  |     |      |        |
|--|------------------|-----|------|--------|--|------------------|-----|------|--------|
| 設  | その他のもの           |     |      | 3,600円 | 設  | その他のもの           |     |      | 4,200円 |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設                          | (略)              |     |      |        | 法第32条第1項第6号に掲げる施設                          | (略)              |     |      |        |
| 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件 | 看板(アーチであるものを除く。) | (略) |      |        | 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件 | 看板(アーチであるものを除く。) | (略) |      |        |
|  | 標識               | 1本  | 1年   | 2,880円 |  | 標識               | 1本  | 1年   | 3,400円 |
|  | 旗ざお~アーチ          | (略) | (略)  |        |  | 旗ざお~アーチ          | (略) | (略)  |        |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料           | (略)              |     |      |        | 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料           | (略)              |     |      |        |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設              | 占用面積1平方メートル      | 1月  | 360円 |        | 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設              | 占用面積1平方メートル      | 1月  | 420円 |        |
| 令第7条第9号に                                   |                  |     |      |        | 令第7条第9号に                                   |                  |     |      |        |

| 改 正 前                        |     |            |           |           | 改 正 後                        |     |            |           |           |        |
|------------------------------|-----|------------|-----------|-----------|------------------------------|-----|------------|-----------|-----------|--------|
| 掲げる施設・令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | (略) |            |           |           | 掲げる施設・令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | (略) |            |           |           |        |
| 令第7条第12号に掲げる器具               |     | (略)        |           |           | 令第7条第12号に掲げる器具               |     | (略)        |           |           |        |
| 令第7条第13号に掲げる施設               | (略) |            |           |           | 令第7条第13号に掲げる施設               | (略) |            |           |           |        |
| 備考 (略)                       |     |            |           |           | 備考 (略)                       |     |            |           |           |        |
| 3 池田市都市公園条例                  |     |            |           |           | 3 池田市都市公園条例                  |     |            |           |           |        |
| 本則 (略)                       |     |            |           |           | 本則 (略)                       |     |            |           |           |        |
| 別表 (第10条関係)                  |     |            |           |           | 別表 (第10条関係)                  |     |            |           |           |        |
| (1) (略)                      |     |            |           |           | (1) (略)                      |     |            |           |           |        |
| (2) 公園の使用料                   |     |            |           |           | (2) 公園の使用料                   |     |            |           |           |        |
| <u>種類</u>                    |     | <u>使用料</u> |           |           | <u>種類</u>                    |     | <u>使用料</u> |           |           |        |
|                              |     | <u>単位</u>  | <u>期間</u> | <u>金額</u> |                              |     | <u>単位</u>  | <u>期間</u> | <u>金額</u> |        |
| 法第7条第1                       | 電柱  | 1本         | 1年        | 3,400円    | 法第7条第1                       | 電柱  | 本柱、支柱      | 1本        | 1年        | 3,600円 |

| 改 正 前             |                          |       |       | 改 正 後                     |                  |            |        |
|-------------------|--------------------------|-------|-------|---------------------------|------------------|------------|--------|
| 項第1号に掲げる工作物       | 電話柱                      |       | 1,980 | 項第1号に掲げる工作物               | 及び支線柱            |            |        |
|                   | 共架電線その他上空に設ける線類          | 1メートル | 20    |                           | 支線               |            | 1,800円 |
|                   | 地下電線その他地下に設ける線類          | ル     | 10    |                           | 電話柱              | 本柱、支柱及び支線柱 | 2,100円 |
|                   | 変圧塔その他これらに類するもの          | 1個    | 3,000 |                           | 支線               |            | 1,050円 |
| 法第7条第1項第2号に掲げる工作物 | 外径0.1メートル未満のもの           | 1メートル | 100   | 共架電線その他上空に設ける線類           | 長さ1メートル          | 21円        |        |
|                   | 外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | ル     | 150   | 地下に設ける電線その他の線類            | メートル             | 12円        |        |
|                   | 外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |       | 200   | 変圧塔その他これらに類するもの           | 1個               | 3,600円     |        |
|                   | 外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの  |       | 400   | 法第7条第1項第2号に掲げる工作物         | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートル    | 88円    |
|                   | 外径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの  |       | 1,000 | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | メートル             | 120円       |        |
|                   | 外径1.0メートル以上              |       | 2,000 | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                  | 180円       |        |
|                   |                          |       |       | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満    |                  | 240円       |        |
|                   |                          |       |       |                           |                  | 1年         |        |

| 改 正 前                                  |                 |          |    |       | 改 正 後 |                          |             |    |        |        |
|--|-----------------|----------|----|-------|-------|--------------------------|-------------|----|--------|--------|
|  | のもの             |          |    |       |       | のもの                      |             |    |        |        |
| 法第7条第1項第3号に掲げる工作物                      |                 | 1 平方メートル |    | 1,000 |       | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの |             |    | 380円   |        |
| 法第7条第1項第4号に掲げる工作物                      | 郵便差出箱及び信書便差出箱   | 1個       |    | 1,300 |       | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの |             |    | 480円   |        |
|  | 公衆電話所           |          |    | 3,000 |       | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |             |    | 880円   |        |
| 法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設 |                 | 1 平方メートル | 1月 | 300   |       | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの |             |    | 1,200円 |        |
| 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物                    |                 | ル        |    | 1,100 |       | 外径が1.0メートル以上のもの          |             |    | 2,400円 |        |
| 令第12条第2項第1号に掲げる施設                      | 標識              | 1本       | 1年 | 2,400 |       |                          |             |    |        |        |
| 令第12条第2項第2号に掲げる施設                      | 防火用貯水槽で地下に設けるもの | 1 平方メートル |    | 1,000 |       | 法第7条第1項第3号に掲げる工作物        | 占有面積        | 1年 | 2,500円 |        |
| 令第12条第2項第2号の3に掲げる施設                    |                 | ル        |    | 1,000 |       | 鉄道、軌道その他これらに類する施設        | 1 平方メートル    |    | 4,200円 |        |
| 令第12条第2項第3号に掲げる施設                      |                 |          |    | 2,000 |       |                          | ル           |    |        |        |
| 令第12条第2項第4号に掲げる施設                      |                 |          |    | 3,000 |       | 法第7条第1                   | 郵便差出箱及び信書便差 | 1個 | 1年     | 1,560円 |

| 改 正 前   |         |    |       | 改 正 後                                  |                 |    |        |
|---|---------|----|-------|--|-----------------|----|--------|
| 令第12条第2項第5号及び第6号に掲げる施設  |         |    | 3,000 | 項第4号に掲げる工作物                            | 出箱<br>公衆電話所     |    | 3,600円 |
| 令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設  |         | 1月 | 1,100 | 法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設 | 占用面積<br>1平方メートル | 1月 | 360円   |
| 競技会・集会・展示会・博覧会その他これらに類する催し                                      | 1件      | 1日 | 1,000 | 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物                    | 占用面積<br>1平方メートル | 1月 | 1,100円 |
| 行商・ボックス等  | 1平方メートル |    | 200   | 令第12条第2項第1号に掲げる施設                      | 1本              | 1年 | 2,880円 |
| 業として写真を撮影するもの   | 1か所     |    | 1,000 | 令第12条第2項第2号に掲げる施設                      | 占用面積<br>1平方メートル | 1年 | 1,000円 |
| 備考 公園占用に係る使用料の算定基礎、占用物件の分類については池田市道路占用料条例（昭和60年池田市条例第14号）の例による。 |         |    |       |  |                 |    |        |

| 改 正 前 | 改 正 後                  |                                      |    |         |
|-------|------------------------|--------------------------------------|----|---------|
|       | 令第12条第2項第2号の3に掲げる施設    | 占用<br>面積<br>1 平<br>方メ<br>ー<br>ト<br>ル | 1年 | 1, 000円 |
|       | 令第12条第2項第3号に掲げる施設      | 占用<br>面積<br>1 平<br>方メ<br>ー<br>ト<br>ル | 1年 | 4, 200円 |
|       | 令第12条第2項第4号に掲げる施設      | 占用<br>面積<br>1 平<br>方メ<br>ー<br>ト<br>ル | 1年 | 3, 000円 |
|       | 令第12条第2項第5号及び第6号に掲げる施設 | 占用<br>面積<br>1 平<br>方メ<br>ー<br>ト<br>ル | 1年 | 3, 000円 |

| 改正前  | 改正後                               |  |           |               |
|--|-----------------------------------|--|-----------|---------------|
|  | <p>令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設</p>     | <p>ル<br/>占<br/>用<br/>面<br/>積<br/>1<br/>平<br/>方<br/>メ<br/>ー<br/>ト<br/>ル</p> | <p>1月</p> | <p>840円</p>   |
|  | <p>競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し</p> | <p>1件</p>  | <p>1日</p> | <p>1,000円</p> |
|  | <p>行商、ボックス等</p>                   | <p>占<br/>用<br/>面<br/>積<br/>1<br/>平<br/>方<br/>メ<br/>ー<br/>ト<br/>ル</p>       | <p>1日</p> | <p>200円</p>   |
|  | <p>業として写真を撮影するもの</p>              | <p>1か<br/>所</p>  | <p>1日</p> | <p>1,000円</p> |
| <p>備考</p> <p>1 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>2 占有面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満で</p> |                                   |  |           |               |

| 改 正 前   |                 |     |       |        | 改 正 後   |                   |        |                 |        |    |     |       |       |
|---|-----------------|-----|-------|--------|---|-------------------|--------|-----------------|--------|----|-----|-------|-------|
| <p>(3) (略)</p> <p>4 池田市都市公園条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第10条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公園の使用料</p> |                 |     |       |        | <p><u>あるとき又は占有面積若しくは長さ</u>に1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、<u>1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>4 池田市都市公園条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第10条関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公園の使用料</p> |                   |        |                 |        |    |     |       |       |
| 種類  |                 | 使用料 |       |        | 種類  |                   | 使用料    |                 |        |    |     |       |       |
|   |                 | 単位  | 期間    | 金額     |   |                   | 単位     | 期間              | 金額     |    |     |       |       |
| 法第7条第1項第1号に掲げる工作物   | 電柱・電話柱          | (略) |       | 1年     | (略)   | 法第7条第1項第1号に掲げる工作物 | 電柱・電話柱 | (略)             |        | 1年 | (略) |       |       |
|   | 共架電線その他上空に設ける線類 |     | 長さ    |        |   |                   | 1メートル  | 共架電線その他上空に設ける線類 |        |    |     | 長さ    | 1メートル |
|   | 地下に設ける電線その他の線類  |     | 1メートル |        |   |                   |        | 地下に設ける電線その他の線類  |        |    |     | 1メートル |       |
|   | 変圧塔その他これらに類するもの |     | 1個    |        |   |                   |        | 変圧塔その他これらに類するもの |        |    |     | 1個    |       |
| 金額  |                 |     |       | 12円    | 金額  |                   |        |                 | 13円    |    |     |       |       |
| 金額  |                 |     |       | 3,600円 | 金額  |                   |        |                 | 4,200円 |    |     |       |       |

| 改 正 前             |                           |                         |    |               | 改 正 後             |                           |                         |    |               |
|-------------------|---------------------------|-------------------------|----|---------------|-------------------|---------------------------|-------------------------|----|---------------|
| 法第7条第1項第2号に掲げる工作物 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ<br>1メ<br>ー<br>ト<br>ル | 1年 | (略)           | 法第7条第1項第2号に掲げる工作物 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ<br>1メ<br>ー<br>ト<br>ル | 1年 | (略)           |
|                   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                         |    | <u>120円</u>   |                   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                         |    | <u>130円</u>   |
|                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                         |    | <u>180円</u>   |                   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                         |    | <u>190円</u>   |
|                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                         |    | <u>240円</u>   |                   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                         |    | <u>250円</u>   |
|                   | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                         |    | (略)           |                   | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                         |    | (略)           |
|                   | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |                         |    | <u>480円</u>   |                   | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの  |                         |    | <u>510円</u>   |
|                   | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |                         |    | (略)           |                   | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの  |                         |    | (略)           |
|                   | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの  |                         |    | <u>1,200円</u> |                   | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの  |                         |    | <u>1,300円</u> |

| 改 正 前                                  |                          |    |    |        | 改 正 後                                  |                          |    |    |        |
|--|--------------------------|----|----|--------|--|--------------------------|----|----|--------|
|  | 外径が1.0メートル以上のもの          |    |    | 2,400円 |  | 外径が1.0メートル以上のもの          |    |    | 2,500円 |
| 法第7条第1項第3号に掲げる工作物                      | (略)                      |    |    |        | 法第7条第1項第3号に掲げる工作物                      | (略)                      |    |    |        |
| 法第7条第1項第4号に掲げる工作物                      | 郵便差出箱及び信書便差出箱            | 1個 | 1年 | 1,560円 | 法第7条第1項第4号に掲げる工作物                      | 郵便差出箱及び信書便差出箱            | 1個 | 1年 | 1,800円 |
|  | 公衆電話所                    |    |    | 3,600円 |  | 公衆電話所                    |    |    | 4,200円 |
| 法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設 | 占 用 面 積<br>1 平 方 メ ー ト ル | 1月 |    | 360円   | 法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設 | 占 用 面 積<br>1 平 方 メ ー ト ル | 1月 |    | 420円   |
| 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物                    | (略)                      |    |    |        | 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物                    | (略)                      |    |    |        |
| 令第12条第2項第1号に掲げる施設                      | 1本                       | 1年 |    | 2,880円 | 令第12条第2項第1号に掲げる施設                      | 1本                       | 1年 |    | 3,400円 |
| 令第12条第2項第2号に掲げる施設～業として写真を撮影するもの        | (略)                      |    |    |        | 令第12条第2項第2号に掲げる施設～業として写真を撮影するもの        | (略)                      |    |    |        |
| 備考 (略)                                 |                          |    |    |        | 備考 (略)                                 |                          |    |    |        |
| (3) (略)                                |                          |    |    |        | (3) (略)                                |                          |    |    |        |

| 改 正 前                 |        |     |         | 改 正 後                                  |                 |             |     |    |        |
|-----------------------|--------|-----|---------|--|-----------------|-------------|-----|----|--------|
| 5 池田市準用河川の占用に関する条例    |        |     |         | 5 池田市準用河川の占用に関する条例                     |                 |             |     |    |        |
| 本則 (略)                |        |     |         | 本則 (略)                                 |                 |             |     |    |        |
| 別表 (第3条関係)            |        |     |         | 別表 (第3条関係)                             |                 |             |     |    |        |
| 占用物件                  |        | 占用料 |         | 占用物件                                   |                 |             | 占用料 |    |        |
|                       | 単位     | 期間  | 金額      | 単位                                     | 期間              | 金額          |     |    |        |
| 電柱                    | 1本     | 1年  | 3,400円  | 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 | 電柱              | 本柱、支柱及び支線柱  | 1本  | 1年 | 3,600円 |
| 電話柱                   | 1本     | 1年  | 1,980円  |  |                 | 支線          |     |    | 1,800円 |
| その他の柱類                | 1本     | 1年  | 150円    |  | 電話柱             | 本柱、支柱及び支線柱  |     |    | 2,100円 |
| 支線                    | 1本     | 1年  | 990円    |  |                 | 支線          |     |    | 1,050円 |
| 共架電線その他上空に設ける線類       | 1m     | 1年  | 20円     |  | 電柱及び電話柱以外の柱類    |             |     |    | 180円   |
| 地下電線その他地下に設ける線類       | 1m     | 1年  | 10円     |  | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートル     |     |    | 21円    |
| 地上に設ける変圧器             | 1個     | 1年  | 1,500円  |  | 地下に設ける電線その他の線類  |             |     |    | 12円    |
| 地下に設ける変圧器             | 1㎡     | 1年  | 1,000円  |  | 地上に設ける変圧器       | 1個          |     |    | 1,800円 |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個     | 1年  | 3,000円  |  | 地下に設ける変圧器       | 占用面積1平方メートル |     |    | 1,200円 |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱         | 1本     | 1年  | 1,300円  |  |                 |             |     |    |        |
| 広告塔                   | 表示面積1㎡ | 1年  | 11,000円 |  |                 |             |     |    |        |
| その他のもの                | 占用面    | 1年  | 3,000円  |  |                 |             |     |    |        |

| 改 正 前                              |                    |     |        |   | 改 正 後                         |                 |                 |        |        |        |      |
|------------------------------------|--------------------|-----|--------|---|-------------------------------|-----------------|-----------------|--------|--------|--------|------|
|                                    |                    | 積1㎡ |        |   |                               |                 |                 |        |        |        |      |
| 上下水道、電<br>気、ガスその<br>他これらに類<br>するもの | 外径0.1m未満のもの        | 1m  | 1年     | 100円                                    | 変圧塔その他これに類<br>するもの及び公衆電話<br>所 | 1個              | 1年              | 3,600円 |        |        |      |
|                                    | 外径0.1m以上0.15m未満のもの | 1m  | 1年     | 150円                                    |                               |                 |                 |        |        |        |      |
|                                    | 外径0.15m以上0.2m未満のもの | 1m  | 1年     | 200円                                    |                               |                 |                 |        |        |        |      |
|                                    | 外径0.2m以上0.4m未満のもの  | 1m  | 1年     | 400円                                    |                               |                 |                 |        |        |        |      |
|                                    | 外径0.4m以上1.0m未満のもの  | 1m  | 1年     | 1,000円                                  | 郵便差出箱及び信書便<br>差出箱             |                 |                 | 1,560円 |        |        |      |
|                                    | 外径1.0m以上のもの        | 1m  | 1年     | 2,000円                                  | 広告塔                           | 表示面積1平<br>方メートル |                 |        | 8,400円 |        |      |
|                                    |                    |     |        |   |                               | その他のもの          | 占用面積1平<br>方メートル |        |        | 3,600円 |      |
| 工事用施設及び工事用材料その他これらに類するもの           | 占用面積1㎡             | 1月  | 1,100円 | 水管、下水<br>道管、ガス<br>管その他こ<br>れらに類す<br>る物件 | 外径が0.07メートル未満のもの              | 長さ1メー<br>トル     | 1年              | 88円    | 120円   |        |      |
| 仮設建築物その他これらに類するもの                  | 占用面積1㎡             | 1月  | 300円   |   | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの     |                 |                 |        |        |        |      |
|                                    |                    |     |        |   | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの     |                 |                 |        |        |        | 240円 |
|                                    |                    |     |        |   | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの     |                 |                 |        |        |        | 380円 |
|                                    |                    |     |        |   | 外径が0.2メートル以                   |                 |                 |        |        |        |      |
|                                    |                    |     |        |   |                               |                 |                 |        |        |        |      |

| 改 正 前                    | 改 正 後  |  |                  |                      |
|--------------------------|--|--|------------------|----------------------|
| <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> | <p><u>上0.3メートル未満の<br/>もの</u></p>                 |  |                  |                      |
|                          | <p><u>外径が0.3メートル以<br/>上0.4メートル未満の<br/>もの</u></p> |  |                  | <p><u>480円</u></p>   |
|                          | <p><u>外径が0.4メートル以<br/>上0.7メートル未満の<br/>もの</u></p> |  |                  | <p><u>880円</u></p>   |
|                          | <p><u>外径が0.7メートル以<br/>上1.0メートル未満の<br/>もの</u></p> |  |                  | <p><u>1,200円</u></p> |
|                          | <p><u>外径が1.0メートル以<br/>上のもの</u></p>               |  |                  | <p><u>2,400円</u></p> |
|                          | <p><u>工事中施設及び工事中材料</u></p>                       | <p><u>占有面積1平<br/>方メートル</u></p>   | <p><u>1月</u></p> | <p><u>840円</u></p>   |
|                          | <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p>                         | <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>表示面積若しくは占有面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1</u></p> |                  |                      |

| 改 正 前  |                      |     |             |    | 改 正 後  |  |                      |     |             |    |        |
|--|----------------------|-----|-------------|----|--|--|----------------------|-----|-------------|----|--------|
| <p>3～5 (略)</p> <p>6 池田市準用河川の占用に関する条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> |                      |     |             |    | <p style="text-align: center;"><u>メートルとして計算するものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>6 池田市準用河川の占用に関する条例</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> |  |                      |     |             |    |        |
| 占用物件   |                      |     | 占用料         |    | 占用物件   |  |                      | 占用料 |             |    |        |
|  |                      |     | 単位          | 期間 | 金額   |  |                      |     | 単位          | 期間 | 金額     |
| 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物                                   | 電柱・電話柱               | (略) | 1本          | 1年 | (略)  | 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 | 電柱・電話柱               | (略) | 1本          | 1年 | (略)    |
|  | 電柱及び電話柱以外の柱類         |     |             |    | 180円   |  | 電柱及び電話柱以外の柱類         |     |             |    | 210円   |
|  | 共架電線その他上空に設ける線類      |     |             |    | (略)  |  | 共架電線その他上空に設ける線類      |     |             |    | (略)    |
|  | 地下に設ける電線その他の線類       |     | 12円         |    | 地下に設ける電線その他の線類   |  | 13円                  |     |             |    |        |
|  | 地上に設ける変圧器            |     | 1個          |    | 1,800円   |  | 地上に設ける変圧器            |     | 1個          |    | 2,100円 |
|  | 地下に設ける変圧器            |     | 占用面積1平方メートル |    | 1,200円   |  | 地下に設ける変圧器            |     | 占用面積1平方メートル |    | 1,300円 |
|  | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 |     | 1個          |    | 3,600円   |  | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 |     | 1個          |    | 4,200円 |

| 改 正 前                   |                           |                 |    |               | 改 正 後                   |                           |                 |    |               |
|-------------------------|---------------------------|-----------------|----|---------------|-------------------------|---------------------------|-----------------|----|---------------|
|                         | 所                         |                 |    |               |                         | 所                         |                 |    |               |
|                         | 郵便差出箱及び信書便<br>差出箱         |                 |    | <u>1,560円</u> |                         | 郵便差出箱及び信書便<br>差出箱         |                 |    | <u>1,800円</u> |
|                         | 広告塔                       | (略)             |    | (略)           |                         | 広告塔                       | (略)             |    | (略)           |
|                         | その他のもの                    | 占用面積1平<br>方メートル |    | <u>3,600円</u> |                         | その他のもの                    | 占用面積1平<br>方メートル |    | <u>4,200円</u> |
| 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートル         | 1年 | (略)           | 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 | 外径が0.07メートル未満のもの          | 長さ1メートル         | 1年 | (略)           |
|                         | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                 |    | <u>120円</u>   |                         | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの |                 |    | <u>130円</u>   |
|                         | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                 |    | <u>180円</u>   |                         | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |                 |    | <u>190円</u>   |
|                         | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                 |    | <u>240円</u>   |                         | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |                 |    | <u>250円</u>   |
|                         | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                 |    | (略)           |                         | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの  |                 |    | (略)           |
|                         | 外径が0.3メートル以               |                 |    | <u>480円</u>   |                         | 外径が0.3メートル以               |                 |    | <u>510円</u>   |

| 改 正 前        |                          |     |               | 改 正 後        |                          |     |               |
|--------------|--------------------------|-----|---------------|--------------|--------------------------|-----|---------------|
|              | 上0.4メートル未満のもの            |     |               |              | 上0.4メートル未満のもの            |     |               |
|              | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |     | (略)           |              | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの |     | (略)           |
|              | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの |     | <u>1,200円</u> |              | 外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの |     | <u>1,300円</u> |
|              | 外径が1.0メートル以上のもの          |     | <u>2,400円</u> |              | 外径が1.0メートル以上のもの          |     | <u>2,500円</u> |
| 工事用施設及び工事用材料 |                          | (略) |               | 工事用施設及び工事用材料 |                          | (略) |               |
| 備考 (略)       |                          |     |               | 備考 (略)       |                          |     |               |

池田市火災予防条例の一部改正について

池田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

全国で林野火災が多発している状況を受けた林野火災の防止に向けた火災に関する警報に係る整備等のほか、最近のサウナブームを背景とした対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う屋外等に設置されたテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設けるサウナ設備の構造、位置及び管理に関する基準の設定を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持第3章の3 林野火災の予防（第29条の8に関する基準等（第29条の2—第29条の7）に改める。  
・第29条の9）」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室）」に、「（以下「サウナ設備」という）」を「をいう。」をいう。以下同じ」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこ

と。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項（第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3までを除く。）及び第2項（第6号を除く。）並びに第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条ただし書を削り、同条第1号中「及び喫煙」を削り、同条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「ある」の次に「たき火その他の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項の改正規定、第44条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、同年3月31日から施行する。

## 池田市火災予防条例の一部改正について

- 1 屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設置されたサウナ設備で、定格出力が6キロワット以下であり、かつ、薪又は電気<sup>まき</sup>を熱源とするものについて、その呼称を簡易サウナ設備とし、その位置、構造及び管理に関する基準を定めるものであること。

(第7条の2関係)

- 2 従来<sup>まき</sup>の浴室等に設置されたサウナ設備その他簡易サウナ設備以外のサウナ設備について、その呼称を一般サウナ設備とするものであること。

(第7条の3関係)

- 3 火災に関する警報の発令中における火の使用について、山林、原野等での喫煙の禁止に関する制限の対象となる区域を市長が指定できるものとし、及び火を使用する設備等の従前からの変化等を踏まえ屋内での裸火の使用に関する制限を廃止するものとするほか、文言の整備を行うものであること。

(第29条関係)

- 4 住宅における火災予防を推進するための施策として掲げている住宅における出火防止等に資する物品等の普及の促進について、その対象となる物品等として感震ブレーカー（地震による揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める機器をいう。）を例示するものであること。

(第29条の7関係)

- 5 林野火災に関する注意報を創設し、その発令中における火の使用の制限に関する努力義務及びその努力義務の対象となる区域の指定について定めるものであること。

(第29条の8関係)

6 林野火災の予防を目的とする火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する義務の対象となる区域の指定について定めるものであること。

(第29条の9関係)

7 消防長への届出が必要となる火を使用する設備等の設置について、1及び2に伴う所要の整備を行うものであること。

(第44条関係)

8 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為をしようとする場合に必要となる消防長への届出について、その対象となる行為としてたき火を例示するものであること。また、当該行為を含め、煙火(花火)の打上げ若しくは仕掛け、劇場等以外の建築物等における催物の開催、水道の断水若しくは減水、消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設をしようとする場合に必要となる消防長への届出について、それぞれその対象となる期間及び区域を消防長が指定できることとするものであること。

(第45条関係)

9 この条例は、令和8年1月1日から施行するものであること。ただし、1、2、4及び7については、同年3月31日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第109号 参 考

池田市火災予防条例の一部を改正する条例（案）対照表

| 改 正 前   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</u></p> <p>第4章～第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第7条（略）</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u></p> <p>第4章～第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章（略）</p> <p>第1条（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテ</u></p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>(サウナ設備)</p> <p>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位</p> | <p><u>ント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項（第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3までを除く。）及び第2項（第6号を除く。）並びに第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に</p> |

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>第8条～第17条の3 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第18条～第22条の2 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第23条～第28条 (略)</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限<br/>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。<u>ただし、第1号の喫煙については、建築物その他の工作物に設けられた喫煙設備において行う場合は、この限りでない。</u></p> | <p>設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>第8条～第17条の3 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第18条～第22条の2 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第23条～第28条 (略)</p> <p>第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限<br/>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報<u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>(1) 山林、原野等において火入れ及び喫煙をしないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。</u></p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の6 (略)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 池田市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等</p> <p>第29条の2～第29条の6 (略)</p> <p>(住宅における火災の予防の推進)</p> <p>第29条の7 池田市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章の3 <u>林野火災の予防</u></p> <p><u>(林野火災に関する注意報)</u></p> |

| 改 正 前   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>第4章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第30条~第32条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第33条~第34条の2 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> | <p><u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</u></p> <p><u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u></p> <p>第4章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第30条~第32条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第33条~第34条の2 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> |

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>第34条の3 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第35条～第42条 (略)</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>第42条の2 (略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6章 雑則</p> | <p>第34条の3 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第35条～第42条 (略)</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理</p> <p>第42条の2 (略)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6章 雑則</p> |

| 改 正 前  | 改 正 後   |
|--|---|
| <p>第43条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>第45条の2～第48条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> | <p>第43条 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備 (個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある<u>たき火その他の行為</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、同項の規定による届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p> <p>第45条の2～第48条 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> |

| 改正前           | 改正後           |
|---------------|---------------|
| 第49条・第50条 (略) | 第49条・第50条 (略) |

議案第 1 1 0 号

## 池田市ホームヘルパー手数料条例の廃止について

池田市ホームヘルパー手数料条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく制度の充実により休止の状態にあるホームヘルパーの派遣に係る事務について、再開の予定がないため、本条例を廃止するものである。

池田市条例第 号

池田市ホームヘルパー手数料条例を廃止する条例（案）

池田市ホームヘルパー手数料条例（昭和58年池田市条例第16号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市ホームヘルパー手数料条例の廃止について

1 本条例を廃止するものであること。

(本則関係)

2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(附則関係)

議案第 1 1 1 号

(仮称) 池田市立多世代交流施設新築工事  
請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年池田市条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | (仮称) 池田市立多世代交流施設新築工事                          |
| 2 契約方法   | 制限付一般競争入札                                     |
| 3 契約金額   | 金 1, 1 3 1, 7 9 0, 0 0 0 円                    |
| 4 契約の相手方 | 池田市菅原町 3 番 1 号<br>株式会社昭和工務店 池田支店<br>支店長 橋本 昭彦 |

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

(仮称) 池田市立多世代交流施設新築工事請負契約を締結したいので、本議案を提出するものである。

議案第111号 参 考 (1)

建築一式工事

| 契約の目的                       | 契約方法          | 契約金額               | 契約の相手方                                   |
|-----------------------------|---------------|--------------------|--|
| (仮称)池田市立<br>多世代交流施設<br>新築工事 | 制限付一般<br>競争入札 | 円<br>1,131,790,000 | 池田市菅原町3番1号<br>(株)昭和工務店 池田支店<br>支店長 橋本 昭彦 |

- ・ 仮契約年月日 令和7年11月13日
- ・ 工事期間 本契約締結の日の翌日～令和9年3月25日
- ・ 工事場所 池田市旭丘3丁目2番1号
- ・ 公告日 令和7年10月14日
- ・ 入札日 令和7年11月12日
- ・ 予定価格 1,065,000,000円(消費税抜き)
- ・ 最低制限価格 979,800,000円(消費税抜き)
- ・ 入札経過

単位：円

| 入札業者名          | 第1回入札金額       | 第2回入札金額 | 第3回入札金額 |
|----------------|---------------|---------|---------|
| ◎(株)昭和工務店 池田支店 | 1,028,900,000 |         |         |
| 松井建設(株) 大阪支店   | 失格            |         |         |
| (株)紙谷工務店 池田支店  | 1,114,610,000 |         |         |

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

(3) 上記失格は最低制限価格を下回ったため。

## 建設工事請負契約書

|   |                     |  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
|---|---------------------|--|----|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 工 事 名               | (仮称) 池田市立多世代交流施設新築工事   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 2 | 工 事 場 所             | 池田市旭丘3丁目2番1号   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 3 | 工 事 期 間             | 本契約締結の日の翌日から令和9年3月25日まで  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 4 | 請負代金額               | ¥  | 十億 |   |   | 百万 |   |   | 千 |   | 円 |
|   |                     |  | 1  | 1 | 3 | 1  | 7 | 9 | 0 | 0 | 0 |
|   | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | ¥  |    | 1 | 0 | 2  | 8 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 契約保証金               | 免除 (公共工事履行保証証券加入)  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 6 | 建設発生土の搬出先等          | 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 7 | 解体工事に要する費用等         | この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれの別添書面に記載する。 |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 8 | 適用除外条項              |  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項 (適用除外条項は、上記8のとおり。) によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年11月13日

大阪府池田市城南1丁目1番1号  
 発注者 池 田 市  
 代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 池田市菅原町3番1号  
 受注者 商号又は名称 (株)昭和工務店 池田支店  
 代 表 者 氏 名 支店長 橋本 昭彦

## (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び入札要項をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

## (請負代金内訳書、工程表及び施工体制台帳の提出並びに施工体系図の設置)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。
  - 3 前項の規定による場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第4項に規定する各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

## (契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第54条第3項各号に掲げる者が契約を解除した場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等)

**第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

**第6条** 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (下請負人の通知)

**第7条** 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

**第7条の2** 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、制裁金として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (特許権等の使用)

**第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (監督職員)

**第9条** 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
  - (4) 受注者の監理技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が第3条第2項の規定による施工体制台帳の記載に合致しているかの点検
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

#### （現場代理人及び主任技術者等）

**第10条** 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
  - (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、工事が同条第3項に該当する場合は、専任の者。なお、この場合の監理技術者は、同条第5項の規定による。
  - (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）。ただし、同項ただし書の規定を使用し、監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。
  - (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）。
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
  - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
  - 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
  - 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### （履行報告）

**第11条** 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### （工事関係者に関する措置請求）

**第12条** 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### （工事材料の品質及び検査等）

**第13条** 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### （監督員の立会い及び工事記録の整備等）

**第14条** 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### （支給材料及び貸与品）

**第15条** 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

#### （工事用地の確保等）

**第16条** 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### （設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

**第17条** 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改

造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### (条件変更等)

**第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
    - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
    - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
    - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

**第19条** 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

**第20条** 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）

であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

**第21条** 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

**第22条** 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (工期の変更方法)

**第23条** 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

**第24条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

**第25条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の見解を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

- 第28条** 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負

担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

**第29条** 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

**第30条** 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を

定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

**第31条** 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

**第32条** 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

**第32条の2** 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

#### (部分使用)

**第33条** 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払及び中間前金払)

**第34条** 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の40以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契

約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の20以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が中間前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が中間前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増加額が増額前の請負代金額の10分の2以上であるときは、その増額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額の10分の8以下となり、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### （保証契約の変更）

- 第35条** 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
  - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### （前払金の使用等）

- 第36条** 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労働費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### （部分払）

- 第37条** 受注者は、工場の完成前に、出来形部分及び工場現場に搬入済みの工場材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するもの）にあつては当該検査に合格したもの、監督

職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに  
限る。)が請負代金額の10分の3(工事期間が2年度以上にまたがる契約については、その  
都度発注者が定める率)を超えた場合において、その出来形部分及び工事現場に搬入済みの  
工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定  
めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、設計図書で部分払  
を行うことを定めた場合及び設計図書で部分払を行うことを定めなかった場合においては発  
注者が部分払を行うことを特に必要と認めた場合に限る。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又  
は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの  
上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果  
を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められ  
るときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することがで  
きる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。こ  
の場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなけれ  
ばならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、  
発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内  
に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。  
部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ (9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合において  
は、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対  
象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

#### (部分引渡し)

**第38条** 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受け  
るべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部  
分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」  
と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中  
「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用  
する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡し  
に係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請  
負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準  
用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が  
定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ (1-前払金額/請負代金額)

#### (債務負担行為に係る契約の特則)

**第39条** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額  
(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度 0円

令和8年度 残額

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 0円

令和8年度 残額

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来  
高予定額を変更することができる。

**(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)**

- 第40条** 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
  - 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
  - 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
  - 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

**(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)**

- 第41条** 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。  
部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額
  - 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。  
令和7年度 0回  
令和8年度 4回

**(第三者による代理受領)**

- 第42条** 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

**(前払金等の不払に対する工事中止)**

- 第43条** 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基

づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

**第44条** 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (発注者の任意解除権)

**第45条** 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条又は第47条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

**第46条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

**第47条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却

- した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
  - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - (9) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
    - (ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
    - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
    - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - (ヘ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - (ト) 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### （談合その他不正行為による解除）

**第47条の2** 発注者はこの契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び独占禁止法第20条第2項において準用する場合を含む。）、独占禁止法第8条の2第1項若しくは同条第3項、独占禁止法第17条の2又は独占禁止法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき

- 事業者が独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
  - (6) 第6条の規定に違反したとき。

#### （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第48条** 第46条、第47条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （公共工事履行保証証券による保証の請求）

**第49条** 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号、第47条各号又は第47条の2各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けたときは、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

#### （受注者の催告による解除権）

**第50条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### （受注者の催告によらない解除権）

**第51条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第52条** 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**(解除に伴う措置)**

- 第53条** 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第47条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
  - 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条、第47条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
  - 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

**(発注者の損害賠償請求等)**

**第54条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第47条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### （談合その他不正行為に係る損害賠償金）

- 第54条の2** 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を、第5号に該当するときは賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。
- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第47条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第47条の2第5号に該当したとき。
- (5) 第47条の2第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超えるときには、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

#### （受注者の損害賠償請求等）

- 第55条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害

の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### （相殺）

**第56条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

#### （契約不適合責任期間等）

**第57条** 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者からの通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (火災保険等)

**第58条** 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (制裁金等の徴収)

**第59条** 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足あるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

#### (仮契約)

**第60条** 設計図書に、この契約が仮契約であり本契約となるためには、この契約もしくはこの契約が付帯する本体工事の契約について、池田市議会の議決が必要と定められている場合、この契約は池田市議会での議決により本契約となるものとする。

#### (あっせん又は調停)

**第61条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### (仲裁)

**第62条** 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

**第63条** この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (補則)

**第64条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

議案第 1 1 2 号

(仮称) 池田市立多世代交流施設新築電気設備工事  
請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年池田市条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | (仮称) 池田市立多世代交流施設新築電気設備工事                             |
| 2 契約方法   | 制限付一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 金 2 3 5, 1 8 4, 4 0 0 円                              |
| 4 契約の相手方 | 大阪市平野区平野南 2 丁目 1 番 1 0 号<br>株式会社エレワーク<br>代表取締役 清水 祥之 |

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

(仮称) 池田市立多世代交流施設新築電気設備工事請負契約を締結したいので、本議案を提出するものである。

議案第112号 参 考 (1)

電気工事

| 契約の目的                   | 契約方法      | 契約金額             | 契約の相手方                                       |
|-------------------------|-----------|------------------|--|
| (仮称)池田市立多世代交流施設新築電気設備工事 | 制限付一般競争入札 | 円<br>235,184,400 | 大阪市平野区平野南2丁目1番10号<br>(株)エレワーク<br>代表取締役 清水 祥之 |

- ・ 仮契約年月日 令和7年11月14日
- ・ 工事期間 本契約締結の日の翌日～令和9年3月25日
- ・ 工事場所 池田市旭丘3丁目2番1号
- ・ 公告日 令和7年10月14日
- ・ 入札日 令和7年11月13日
- ・ 予定価格 221,800,000円(消費税抜き)
- ・ 最低制限価格 204,056,000円(消費税抜き)
- ・ 入札経過

単位：円

| 入札業者名        | 第1回入札金額     | 第2回入札金額 | 第3回入札金額 |
|--------------|-------------|---------|---------|
| (株)阪電工       | 失格          |         |         |
| 西田電気(株)      | 失格          |         |         |
| 相和電気工業(株)    | 失格          |         |         |
| 藤井電機(株) 大阪本社 | 220,000,000 |         |         |
| マルヤ電気(株)     | 失格          |         |         |
| 日興電気工業(株)    | 失格          |         |         |
| (株)中電工 大阪本部  | 失格          |         |         |
| ◎(株)エレワーク    | 213,804,000 |         |         |
| (株)大三洋行 大阪支社 | 失格          |         |         |

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

(3) 上記失格は最低制限価格を下回ったため。

## 建設工事請負契約書

|   |                     |  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
|---|---------------------|--|----|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 工 事 名               | (仮称) 池田市立多世代交流施設新築電気設備工事   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 2 | 工 事 場 所             | 池田市旭丘3丁目2番1号   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 3 | 工 事 期 間             | 本契約締結の日の翌日から令和9年3月25日まで  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 4 | 請負代金額               |  | 十億 |   |   | 百万 |   |   | 千 |   | 円 |
|   |                     | ¥  | 2  | 3 | 5 | 1  | 8 | 4 | 4 | 0 | 0 |
|   | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |  | ¥  | 2 | 1 | 3  | 8 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 5 | 契約保証金               | 免除 (公共工事履行保証証券加入)  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 6 | 建設発生土の搬出先等          | 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 7 | 解体工事に要する費用等         | この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれの別添書面に記載する。 |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 8 | 適用除外条項              |  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項 (適用除外条項は、上記8のとおり。) によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年11月14日

大阪府池田市城南1丁目1番1号  
 発注者 池 田 市  
 代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 大阪市平野区平野南2丁目1番10号  
 受注者 商号又は名称 (株)エレワーク  
 代 表 者 氏 名 代表取締役 清水 祥之

## (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び入札要項をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

## (請負代金内訳書、工程表及び施工体制台帳の提出並びに施工体系図の設置)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。
  - 3 前項の規定による場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第4項に規定する各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

## (契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第54条第3項各号に掲げる者が契約を解除した場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等)

**第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

**第6条** 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (下請負人の通知)

**第7条** 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

**第7条の2** 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、制裁金として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (特許権等の使用)

**第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (監督職員)

**第9条** 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
  - (4) 受注者の監理技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が第3条第2項の規定による施工体制台帳の記載に合致しているかの点検
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

#### （現場代理人及び主任技術者等）

**第10条** 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、工事が同条第3項に該当する場合は、専任の者。なお、この場合の監理技術者は、同条第5項の規定による。
- (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）。ただし、同項ただし書の規定を使用し、監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。
- (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### （履行報告）

**第11条** 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### （工事関係者に関する措置請求）

**第12条** 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### （工事材料の品質及び検査等）

**第13条** 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### （監督員の立会い及び工事記録の整備等）

**第14条** 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### （支給材料及び貸与品）

**第15条** 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

#### （工事用地の確保等）

**第16条** 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### （設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

**第17条** 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改

造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### (条件変更等)

**第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
    - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
    - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
    - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

**第19条** 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

**第20条** 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）

であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

**第21条** 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

**第22条** 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (工期の変更方法)

**第23条** 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

**第24条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

**第25条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （臨機の措置）

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の見解を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### （一般的損害）

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### （第三者に及ぼした損害）

- 第28条** 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負

担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

**第29条** 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

**第30条** 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を

定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

**第31条** 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

**第32条** 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

**第32条の2** 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

#### (部分使用)

**第33条** 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払及び中間前金払)

**第34条** 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の40以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契

約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の20以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が中間前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が中間前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増加額が増額前の請負代金額の10分の2以上であるときは、その増額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額の10分の8以下となり、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### （保証契約の変更）

- 第35条** 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
  - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### （前払金の使用等）

- 第36条** 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労働費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### （部分払）

- 第37条** 受注者は、工場の完成前に、出来形部分及び工場現場に搬入済みの工場材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するもの）にあつては当該検査に合格したもの、監督

職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに  
限る。)が請負代金額の10分の3(工事期間が2年度以上にまたがる契約については、その  
都度発注者が定める率)を超えた場合において、その出来形部分及び工事現場に搬入済みの  
工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定  
めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、設計図書で部分払  
を行うことを定めた場合及び設計図書で部分払を行うことを定めなかった場合においては発  
注者が部分払を行うことを特に必要と認めた場合に限る。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又  
は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの  
上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果  
を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められ  
るときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することがで  
きる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。こ  
の場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなけれ  
ばならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、  
発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内  
に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。  
部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ (9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合において  
は、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対  
象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

#### (部分引渡し)

**第38条** 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受け  
るべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部  
分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」  
と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中  
「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用  
する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡し  
に係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請  
負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準  
用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が  
定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ (1-前払金額/請負代金額)

#### (債務負担行為に係る契約の特則)

**第39条** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額  
(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度 0円

令和8年度 残額

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 0円

令和8年度 残額

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来  
高予定額を変更することができる。

**(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)**

- 第40条** 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

**(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)**

- 第41条** 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。
- $$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$
- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。
- |       |    |
|-------|----|
| 令和7年度 | 0回 |
| 令和8年度 | 3回 |

**(第三者による代理受領)**

- 第42条** 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

**(前払金等の不払に対する工事中止)**

- 第43条** 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基

づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

**第44条** 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (発注者の任意解除権)

**第45条** 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条又は第47条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

**第46条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

**第47条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却

- した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
  - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - (9) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
    - (ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
    - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
    - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - (ヘ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - (ト) 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### （談合その他不正行為による解除）

**第47条の2** 発注者はこの契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び独占禁止法第20条第2項において準用する場合を含む。）、独占禁止法第8条の2第1項若しくは同条第3項、独占禁止法第17条の2又は独占禁止法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき

- 事業者が独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用者が当該公訴を提起されたときを含む。）。
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
  - (6) 第6条の規定に違反したとき。

#### （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第48条** 第46条、第47条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （公共工事履行保証証券による保証の請求）

**第49条** 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号、第47条各号又は第47条の2各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けたときは、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

#### （受注者の催告による解除権）

**第50条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### （受注者の催告によらない解除権）

**第51条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第52条** 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**(解除に伴う措置)**

- 第53条** 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第47条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
  - 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条、第47条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
  - 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

**(発注者の損害賠償請求等)**

**第54条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第47条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### （談合その他不正行為に係る損害賠償金）

**第54条の2** 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を、第5号に該当するときは賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第47条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第47条の2第5号に該当したとき。
- (5) 第47条の2第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超えるときには、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

#### （受注者の損害賠償請求等）

**第55条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害

の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (相殺)

**第56条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

#### (契約不適合責任期間等)

**第57条** 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者からの通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (火災保険等)

**第58条** 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (制裁金等の徴収)

**第59条** 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足あるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

#### (仮契約)

**第60条** 設計図書に、この契約が仮契約であり本契約となるためには、この契約もしくはこの契約が付帯する本体工事の契約について、池田市議会の議決が必要と定められている場合、この契約は池田市議会での議決により本契約となるものとする。

#### (あっせん又は調停)

**第61条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### (仲裁)

**第62条** 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

**第63条** この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (補則)

**第64条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

議案第 1 1 3 号

(仮称) 池田市立多世代交流施設新築機械設備工事  
請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年池田市条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | (仮称) 池田市立多世代交流施設新築機械設備工事                         |
| 2 契約方法   | 制限付一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 金 1 8 8 , 9 8 0 , 0 0 0 円                        |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県伊丹市北本町 2 - 2 5 5<br>伊丹産業電設株式会社<br>代表取締役 北嶋 太郎 |

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

(仮称) 池田市立多世代交流施設新築機械設備工事請負契約を締結したいので、本議案を提出するものである。

議案第113号 参 考 (1)

管工事

| 契約の目的                           | 契約方法          | 契約金額             | 契約の相手方                                     |
|---------------------------------|---------------|------------------|--|
| (仮称)池田市立<br>多世代交流施設<br>新築機械設備工事 | 制限付一般<br>競争入札 | 円<br>188,980,000 | 兵庫県伊丹市北本町2-255<br>伊丹産業電設(株)<br>代表取締役 北嶋 太郎 |

- ・ 仮契約年月日 令和7年11月14日
- ・ 工事期間 本契約締結の日の翌日～令和9年3月25日
- ・ 工事場所 池田市旭丘3丁目2番1号
- ・ 公告日 令和7年10月14日
- ・ 入札日 令和7年11月13日
- ・ 予定価格 172,700,000円(消費税抜き)
- ・ 最低制限価格 158,884,000円(消費税抜き)
- ・ 入札経過

単位：円

| 入札業者名                 | 第1回入札金額     | 第2回入札金額     | 第3回入札金額 |
|-----------------------|-------------|-------------|---------|
| (株)米庄商会               | 失格          |             |         |
| ダイクウ(株)               | 190,400,000 | 辞退          |         |
| ◎伊丹産業電設(株)            | 188,000,000 | 171,800,000 |         |
| (株)太平エンジニアリング<br>大阪支店 | 175,000,000 | 173,000,000 |         |
| 交南設備(株)               | 失格          |             |         |

備考(1) ◎は落札者

- (2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。
- (3) (株)米庄商会の失格は入札会に入札要項を持参しなかったため。
- (4) 交南設備(株)の失格は最低制限価格を下回ったため。

## 建設工事請負契約書

|   |                     |  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
|---|---------------------|--|----|---|---|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 工 事 名               | (仮称) 池田市立多世代交流施設新築機械設備工事   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 2 | 工 事 場 所             | 池田市旭丘3丁目2番1号   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 3 | 工 事 期 間             | 本契約締結の日の翌日から令和9年3月25日まで  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 4 | 請負代金額               |  | 十億 |   |   | 百万 |   |   | 千 |   | 円 |
|   |                     | ¥  | 1  | 8 | 8 | 9  | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|   | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 |  | ¥  | 1 | 7 | 1  | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 契約保証金               | 免除 (公共工事履行保証証券加入)  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 6 | 建設発生土の搬出先等          | 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり   |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 7 | 解体工事に要する費用等         | この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれの別添書面に記載する。 |    |   |   |    |   |   |   |   |   |
| 8 | 適用除外条項              |  |    |   |   |    |   |   |   |   |   |

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項 (適用除外条項は、上記8のとおり。) によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年11月14日

大阪府池田市城南1丁目1番1号  
 発注者 池 田 市  
 代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 兵庫県伊丹市北本町2-255  
 受注者 商号又は名称 伊丹産業電設(株)  
 代 表 者 氏 名 代表取締役 北嶋 太郎

## (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書及び入札要項をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

## (請負代金内訳書、工程表及び施工体制台帳の提出並びに施工体系図の設置)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。
  - 3 前項の規定による場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第4項に規定する各下請負人の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

## (契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第54条第3項各号に掲げる者が契約を解除した場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等)

**第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

**第6条** 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (下請負人の通知)

**第7条** 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

**第7条の2** 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、制裁金として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (特許権等の使用)

**第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (監督職員)

**第9条** 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
  - (4) 受注者の監理技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が第3条第2項の規定による施工体制台帳の記載に合致しているかの点検
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

#### （現場代理人及び主任技術者等）

**第10条** 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）。ただし、工事が同条第3項に該当する場合は、専任の者。なお、この場合の監理技術者は、同条第5項の規定による。
- (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）。ただし、同項ただし書の規定を使用し、監理技術者が他の工事を兼務する場合に限る。
- (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### （履行報告）

**第11条** 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### （工事関係者に関する措置請求）

**第12条** 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### （工事材料の品質及び検査等）

**第13条** 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果、不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### （監督員の立会い及び工事記録の整備等）

**第14条** 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### （支給材料及び貸与品）

**第15条** 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

#### （工事用地の確保等）

**第16条** 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### （設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

**第17条** 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改

造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

#### (条件変更等)

**第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
    - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
    - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
    - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

**第19条** 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

**第20条** 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）

であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

**第21条** 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

**第22条** 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### (工期の変更方法)

**第23条** 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

**第24条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

**第25条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （臨機の措置）

- 第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の見解を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### （一般的損害）

- 第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### （第三者に及ぼした損害）

- 第28条** 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負

担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

**第29条** 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

##### (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

##### (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

##### (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

**第30条** 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額を増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を

定め、発注者に通知することができる。

#### (検査及び引渡し)

**第31条** 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

**第32条** 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

**第32条の2** 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

#### (部分使用)

**第33条** 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払及び中間前金払)

**第34条** 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の40以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契

約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の100分の20以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、受注者が中間前払金の支払いを発注者に請求することができるのは、発注者が中間前払金の支払いを行うことを設計図書で定めた場合に限り、設計図書で定めた内容によらなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増加額が増額前の請負代金額の10分の2以上であるときは、その増額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合においては、減額後の請負代金額が減額前の請負代金額の10分の8以下となり、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の100分の40（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは100分の60）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### （保証契約の変更）

- 第35条** 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
  - 4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### （前払金の使用等）

- 第36条** 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労働費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### （部分払）

- 第37条** 受注者は、工場の完成前に、出来形部分及び工場現場に搬入済みの工場材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するもの）にあつては当該検査に合格したもの、監督

職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに  
限る。)が請負代金額の10分の3(工事期間が2年度以上にまたがる契約については、その  
都度発注者が定める率)を超えた場合において、その出来形部分及び工事現場に搬入済みの  
工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定  
めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、設計図書で部分払  
を行うことを定めた場合及び設計図書で部分払を行うことを定めなかった場合においては発  
注者が部分払を行うことを特に必要と認めた場合に限る。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又  
は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの  
上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果  
を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められ  
るときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することがで  
きる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。こ  
の場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなけれ  
ばならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、  
発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内  
に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。  
部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ (9/10-前払金額/請負代金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合において  
は、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対  
象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

#### (部分引渡し)

**第38条** 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受け  
るべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部  
分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」  
と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中  
「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用  
する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡し  
に係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請  
負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準  
用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が  
定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ (1-前払金額/請負代金額)

#### (債務負担行為に係る契約の特則)

**第39条** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額  
(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度 0円

令和8年度 残額

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 0円

令和8年度 残額

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来  
高予定額を変更することができる。

**(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)**

- 第40条** 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

**(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)**

- 第41条** 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。
- $$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{\text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})\} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$
- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。
- |       |    |
|-------|----|
| 令和7年度 | 0回 |
| 令和8年度 | 3回 |

**(第三者による代理受領)**

- 第42条** 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

**(前払金等の不払に対する工事中止)**

- 第43条** 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基

づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

**第44条** 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (発注者の任意解除権)

**第45条** 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条又は第47条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

**第46条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

**第47条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却

- した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
  - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
  - (9) 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
    - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
    - (ロ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
    - (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
    - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - (ヘ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - (ト) 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### （談合その他不正行為による解除）

**第47条の2** 発注者はこの契約に関し、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときはこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び独占禁止法第20条第2項において準用する場合を含む。）、独占禁止法第8条の2第1項若しくは同条第3項、独占禁止法第17条の2又は独占禁止法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき

- 事業者が独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
  - (6) 第6条の規定に違反したとき。

#### （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第48条** 第46条、第47条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （公共工事履行保証証券による保証の請求）

**第49条** 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号、第47条各号又は第47条の2各号のいずれかに該当するときは、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けたときは、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

#### （受注者の催告による解除権）

**第50条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### （受注者の催告によらない解除権）

**第51条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

**第52条** 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

**(解除に伴う措置)**

- 第53条** 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第47条、第47条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
  - 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
  - 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条、第47条の2又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
  - 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

**(発注者の損害賠償請求等)**

- 第54条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
  - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第47条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### （談合その他不正行為に係る損害賠償金）

- 第54条の2** 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を、第5号に該当するときは賠償金として請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、工事が完成した後も同様とする。
- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
  - (3) 第47条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
  - (4) 第47条の2第5号に該当したとき。
  - (5) 第47条の2第6号に該当したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超えるときには、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者及び構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

#### （受注者の損害賠償請求等）

- 第55条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害

の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### （相殺）

**第56条** 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

#### （契約不適合責任期間等）

**第57条** 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者からの通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (火災保険等)

**第58条** 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (制裁金等の徴収)

**第59条** 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足あるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

#### (仮契約)

**第60条** 設計図書に、この契約が仮契約であり本契約となるためには、この契約もしくはこの契約が付帯する本体工事の契約について、池田市議会の議決が必要と定められている場合、この契約は池田市議会での議決により本契約となるものとする。

#### (あっせん又は調停)

**第61条** この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### (仲裁)

**第62条** 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

**第63条** この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (補則)

**第64条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

### 財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理会条例（昭和 3 8 年池田市条例第 1 9 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

##### 大字東市場財産区

| 住 所                  | 氏 名   | 生年月日       |
|----------------------|-------|------------|
| ████████████████████ | 照内 善宣 | ██████████ |
| ████████████████████ | 岸上 二郎 | ██████████ |
| ████████████████████ | 照内 善弘 | ██████████ |
| ████████████████████ | 岸上 明  | ██████████ |
| ████████████████████ | 奥村 富代 | ██████████ |
| ████████████████████ | 奥村 妙子 | ██████████ |
| ████████████████████ | 松本 夕佳 | ██████████ |

##### 大字上渋谷財産区

| 住 所                  | 氏 名   | 生年月日       |
|----------------------|-------|------------|
| ████████████████████ | 北浦 昌文 | ██████████ |
| ████████████████████ | 南野 明弘 | ██████████ |
| ████████████████████ | 上保 吉雄 | ██████████ |
| ████████████████████ | 南 弘次  | ██████████ |
| ████████████████████ | 北浦 順一 | ██████████ |
| ████████████████████ | 南 則夫  | ██████████ |
| ████████████████████ | 羽淵 幸司 | ██████████ |

大字吉田財産区

| 住 所                | 氏 名   | 生年月日       |
|--------------------|-------|------------|
| ██████████████████ | 森 博之  | ██████████ |
| ██████████████████ | 織田 博行 | ██████████ |
| ██████████████████ | 森 祐文  | ██████████ |
| ██████████████████ | 相根 知隆 | ██████████ |
| ██████████████████ | 森 新二  | ██████████ |
| ██████████████████ | 山本 哲也 | ██████████ |
| ██████████████████ | 柏木 泰輔 | ██████████ |

令和 7 年 1 2 月 2 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

大字東市場財産区、大字上渋谷財産区及び大字吉田財産区の財産区管理委員は、来る令和7年12月26日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。

議案第115号

令和7年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,902千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

11,017,447千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款       | 項        | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|---------|----------|------------|-------|------------|
| 4 国庫支出金 |          | 2,472,635  | 951   | 2,473,586  |
|         | 2 国庫補助金  | 658,576    | 951   | 659,527    |
| 8 繰入金   |          | 2,009,848  | 951   | 2,010,799  |
|         | 1 他会計繰入金 | 1,741,577  | 951   | 1,742,528  |
| 歳入合計    |          | 11,015,545 | 1,902 | 11,017,447 |

歳 出

(単位：千円)

| 款     | 項       | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|-------|---------|------------|-------|------------|
| 1 総務費 |         | 349,907    | 1,902 | 351,809    |
|       | 1 総務管理費 | 210,649    | 1,902 | 212,551    |
| 歳出合計  |         | 11,015,545 | 1,902 | 11,017,447 |

## 令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第3号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

| 款       | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|---------|------------|-------|------------|
| 4 国庫支出金 | 2,472,635  | 951   | 2,473,586  |
| 8 繰入金   | 2,009,848  | 951   | 2,010,799  |
| 歳入合計    | 11,015,545 | 1,902 | 11,017,447 |

歳出

(単位：千円)

| 款     | 補正前の額      | 補正額   | 計          | 補正額の財源内訳 |     |     |      |
|-------|------------|-------|------------|----------|-----|-----|------|
|       |            |       |            | 特定財源     |     |     | 一般財源 |
|       |            |       |            | 国府支出金    | 地方債 | その他 |      |
| 1 総務費 | 349,907    | 1,902 | 351,809    | 951      |     |     | 951  |
| 歳出合計  | 11,015,545 | 1,902 | 11,017,447 | 951      |     |     | 951  |

入

歳

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

| 目       | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       | 節       |     | 説 明              |
|---------|---------|-------|---------|---------|-----|------------------|
|         |         |       |         | 区 分     | 金 額 |                  |
| 5 事務費補助 |         | 951   | 951     | 1 事務費補助 | 951 | 介護保険事務費補助 951 追加 |
| 計       | 658,576 | 951   | 659,527 |         |     |                  |

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位: 千円)

| 目         | 補正前の額     | 補正額 | 計         | 節           |     | 説明               |
|-----------|-----------|-----|-----------|-------------|-----|------------------|
|           |           |     |           | 区分          | 金額  |                  |
| 1 一般会計繰入金 | 1,741,577 | 951 | 1,742,528 | 2 職員給与費等繰入金 | 951 | 職員給与費等繰入金 951 追加 |
| 計         | 1,741,577 | 951 | 1,742,528 |             |     |                  |



出

歲

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

| 目       | 補正前の額   | 補正額   | 計       | 補正額の財源内訳 |       |       |      | 節     |       | 説明             |
|---------|---------|-------|---------|----------|-------|-------|------|-------|-------|----------------|
|         |         |       |         | 特 定 財 源  |       |       | 一般財源 | 区 分   | 金 額   |                |
|         |         |       |         | 国府支出金    | 地 方 債 | そ の 他 |      |       |       |                |
| 1 一般管理費 | 210,649 | 1,902 | 212,551 | 951      |       |       | 951  | 12委託料 | 1,902 | 電算委託料 1,902 追加 |
| 計       | 210,649 | 1,902 | 212,551 | 951      |       |       | 951  |       |       |                |

# 參考資料

## 歳入

(単位：千円)

| 款          | 項         | 補正前の額     | 補正額 | 計         |
|------------|-----------|-----------|-----|-----------|
| 1 分担金及び負担金 |           | 23,173    | —   | 23,173    |
|            | 1 負担金     | 23,173    | —   | 23,173    |
| 2 介護保険料    |           | 2,060,250 | —   | 2,060,250 |
|            | 1 介護保険料   | 2,060,250 | —   | 2,060,250 |
| 3 使用料及び手数料 |           | 550       | —   | 550       |
|            | 1 手数料     | 550       | —   | 550       |
| 4 国庫支出金    |           | 2,472,635 | 951 | 2,473,586 |
|            | 1 国庫負担金   | 1,814,059 | —   | 1,814,059 |
|            | 2 国庫補助金   | 658,576   | 951 | 659,527   |
| 5 支払基金交付金  |           | 2,767,986 | —   | 2,767,986 |
|            | 1 支払基金交付金 | 2,767,986 | —   | 2,767,986 |
| 6 府支出金     |           | 1,464,603 | —   | 1,464,603 |
|            | 1 府負担金    | 1,371,724 | —   | 1,371,724 |
|            | 2 府補助金    | 92,879    | —   | 92,879    |
| 7 財産収入     |           | 982       | —   | 982       |
|            | 1 財産運用収入  | 982       | —   | 982       |
| 8 繰入金      |           | 2,009,848 | 951 | 2,010,799 |
|            | 1 他会計繰入金  | 1,741,577 | 951 | 1,742,528 |

(単位：千円)

| 款      | 項            | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|--------|--------------|------------|-------|------------|
|        | 2 繰入金        | 268,271    | —     | 268,271    |
| 9 諸収入  |              | 306        | —     | 306        |
|        | 1 預金利息       | 10         | —     | 10         |
|        | 2 雑収入        | 236        | —     | 236        |
|        | 3 延滞金加算金及び過料 | 60         | —     | 60         |
| 10 繰越金 |              | 215,212    | —     | 215,212    |
|        | 1 繰越金        | 215,212    | —     | 215,212    |
|        | 歳入合計         | 11,015,545 | 1,902 | 11,017,447 |

歳 出

(単位：千円)

| 款               | 項                                 | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|-----------------|-----------------------------------|-----------|-------|-----------|
| 1 総 務 費         |                                   | 349,907   | 1,902 | 351,809   |
|                 | 1 総 務 管 理 費                       | 210,649   | 1,902 | 212,551   |
|                 | 2 徴 収 費                           | 1,263     | —     | 1,263     |
|                 | 3 介 護 認 定 審 査 会 費                 | 137,995   | —     | 137,995   |
| 2 保 険 給 付 費     |                                   | 9,802,410 | —     | 9,802,410 |
|                 | 1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費               | 8,875,700 | —     | 8,875,700 |
|                 | 2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費           | 367,650   | —     | 367,650   |
|                 | 3 そ の 他 諸 費                       | 8,524     | —     | 8,524     |
|                 | 4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費             | 309,627   | —     | 309,627   |
|                 | 5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費     | 45,434    | —     | 45,434    |
|                 | 6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費       | 195,475   | —     | 195,475   |
| 3 地 域 支 援 事 業 費 |                                   | 639,411   | —     | 639,411   |
|                 | 1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費       | 195,183   | —     | 195,183   |
|                 | 2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費 | 421,619   | —     | 421,619   |
|                 | 3 そ の 他 諸 費                       | 1,533     | —     | 1,533     |
|                 | 4 一 般 介 護 予 防 事 業 費               | 21,076    | —     | 21,076    |
| 4 公 債 費         |                                   | 1,069     | —     | 1,069     |
|                 | 1 一 般 公 債 費                       | 1,069     | —     | 1,069     |

(単位：千円)

| 款       | 項            | 補正前の額      | 補正額   | 計          |
|---------|--------------|------------|-------|------------|
| 5 基金積立金 |              | 83,273     | —     | 83,273     |
|         | 1 基金積立金      | 83,273     | —     | 83,273     |
| 6 諸支出金  |              | 139,475    | —     | 139,475    |
|         | 1 償還金及び還付加算金 | 139,475    | —     | 139,475    |
| 歳出合計    |              | 11,015,545 | 1,902 | 11,017,447 |



議案第116号

令和7年度池田市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度池田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,753,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

| 款            | 項           | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
|--------------|-------------|------------|---------|------------|
| 15 国 庫 支 出 金 |             | 8,620,821  | 268,749 | 8,889,570  |
|              | 1 国 庫 負 担 金 | 6,848,431  | 268,749 | 7,117,180  |
| 16 府 支 出 金   |             | 3,596,947  | 109,133 | 3,706,080  |
|              | 1 府 負 担 金   | 2,791,572  | 104,834 | 2,896,406  |
|              | 2 府 補 助 金   | 409,443    | 4,299   | 413,742    |
| 18 寄 附 金     |             | 208,370    | 30,000  | 238,370    |
|              | 1 寄 附 金     | 208,370    | 30,000  | 238,370    |
| 19 繰 入 金     |             | 2,301,310  | 130,000 | 2,431,310  |
|              | 1 繰 入 金     | 2,301,310  | 130,000 | 2,431,310  |
| 歳 入 合 計      |             | 45,216,061 | 537,882 | 45,753,943 |

歳 出

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|--------|---------|------------|---------|------------|
| 2 総務費  |         | 5,098,788  | 30,000  | 5,128,788  |
|        | 1 総務管理費 | 3,937,257  | 30,000  | 3,967,257  |
| 3 民生費  |         | 21,172,855 | 506,984 | 21,679,839 |
|        | 1 社会福祉費 | 10,070,306 | 318,386 | 10,388,692 |
|        | 2 児童福祉費 | 9,252,460  | 188,598 | 9,441,058  |
| 10 教育費 |         | 6,016,514  | △924    | 6,015,590  |
|        | 1 教育総務費 | 1,725,243  | △838    | 1,724,405  |
|        | 6 社会教育費 | 1,944,487  | △86     | 1,944,401  |
| 13 予備費 |         | 148,918    | 1,822   | 150,740    |
|        | 1 予備費   | 148,918    | 1,822   | 150,740    |
| 歳出合計   |         | 45,216,061 | 537,882 | 45,753,943 |



## 令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 9 号

1 総括  
歳入

(単位：千円)

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|------------|---------|------------|
| 15 国庫支出金 | 8,620,821  | 268,749 | 8,889,570  |
| 16 府支出金  | 3,596,947  | 109,133 | 3,706,080  |
| 18 寄附金   | 208,370    | 30,000  | 238,370    |
| 19 繰入金   | 2,301,310  | 130,000 | 2,431,310  |
| 歳入合計     | 45,216,061 | 537,882 | 45,753,943 |

歳出

(単位：千円)

| 款      | 補正前の額      | 補正額     | 計          | 補正額の財源内訳 |     |        |         |
|--------|------------|---------|------------|----------|-----|--------|---------|
|        |            |         |            | 特定財源     |     |        | 一般財源    |
|        |            |         |            | 国府支出金    | 地方債 | その他    |         |
| 2 総務費  | 5,098,788  | 30,000  | 5,128,788  |          |     | 30,000 |         |
| 3 民生費  | 21,172,855 | 506,984 | 21,679,839 | 365,276  |     |        | 141,708 |
| 10 教育費 | 6,016,514  | △924    | 6,015,590  |          |     |        | △924    |
| 13 予備費 | 148,918    | 1,822   | 150,740    |          |     |        | 1,822   |
| 歳出合計   | 45,216,061 | 537,882 | 45,753,943 | 365,276  |     | 30,000 | 142,606 |

歲入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

| 目          | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 節           |         | 説明  |
|------------|-----------|---------|-----------|-------------|---------|---|
|            |           |         |           | 区分          | 金額      |   |
| 2 民生費国庫負担金 | 6,762,603 | 268,749 | 7,031,352 | 3 障がい福祉費負担金 | 166,331 | 障がい福祉サービス費等負担金 166,331 追加   |
|            |           |         |           | 4 児童福祉費負担金  | 102,418 | 児童手当給付費負担金 36,302 追加<br>児童扶養手当給付費負担金 15,116 追加<br>障がい児通所給付費等負担金 51,000 追加 |
| 計          | 6,848,431 | 268,749 | 7,117,180 |             |         |   |

## (款) 16 府 支 出 金

## (項) 1 府 負 担 金

(単位：千円)

| 目               | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         | 節               |        | 説 明  |
|-----------------|-----------|---------|-----------|-----------------|--------|--|
|                 |           |         |           | 区 分             | 金 額    |  |
| 2 民生費府<br>負 担 金 | 2,558,225 | 104,834 | 2,663,059 | 2 障がい福祉<br>費負担金 | 76,862 | 障がい福祉サービス費等負担金 76,862 追加                       |
|                 |           |         |           | 3 児童福祉<br>費負担金  | 27,972 | 児童手当給付費負担金 2,472 追加<br>障がい児通所給付費等負担金 25,500 追加 |
| 計               | 2,791,572 | 104,834 | 2,896,406 |                 |        |  |

## (款) 16 府 支 出 金

## (項) 2 府 補 助 金

| 目               | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       | 節                       |       | 説 明                  |
|-----------------|---------|-------|---------|-------------------------|-------|----------------------|
|                 |         |       |         | 区 分                     | 金 額   |                      |
| 2 民生費府<br>補 助 金 | 342,703 | 4,299 | 347,002 | 7 ひとり親<br>家庭医療<br>費 補 助 | 4,299 | ひとり親家庭医療費補助 4,299 追加 |
| 計               | 409,443 | 4,299 | 413,742 |                         |       |                      |

(款) 18 寄 附 金

(項) 1 寄 附 金

(単位：千円)

| 目       | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       | 節               |        | 説 明                     |
|---------|---------|--------|---------|-----------------|--------|-------------------------|
|         |         |        |         | 区 分             | 金 額    |                         |
| 1 指定寄附金 | 208,370 | 30,000 | 238,370 | 1 みんなでつくるまちの寄附金 | 30,000 | みんなでつくるまちの寄附金 30,000 追加 |
| 計       | 208,370 | 30,000 | 238,370 |                 |        |                         |

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位: 千円)

| 目       | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 節           |         | 説明                   |
|---------|-----------|---------|-----------|-------------|---------|----------------------|
|         |           |         |           | 区分          | 金額      |                      |
| 1 基金繰入金 | 2,292,848 | 130,000 | 2,422,848 | 1 財政調整基金繰入金 | 130,000 | 財政調整基金繰入金 130,000 追加 |
| 計       | 2,301,310 | 130,000 | 2,431,310 |             |         |                      |



出

歲

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

| 目        | 補正前の額     | 補正額    | 計         | 補正額の財源内訳 |       |        |      | 節      |        | 説明                         |
|----------|-----------|--------|-----------|----------|-------|--------|------|--------|--------|----------------------------|
|          |           |        |           | 特定財源     |       |        | 一般財源 | 区 分    | 金 額    |                            |
|          |           |        |           | 国府支出金    | 地 方 債 | そ の 他  |      |        |        |                            |
| 13 自治振興費 | 397,843   | 30,000 | 427,843   |          |       | 30,000 |      | 24 積立金 | 30,000 | みんなでつくるまち推進基金<br>30,000 追加 |
| 計        | 3,937,257 | 30,000 | 3,967,257 |          |       | 30,000 |      |        |        |                            |

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

| 目             | 補正前の額      | 補正額     | 計          | 補正額の財源内訳 |     |     | 一般財源   | 節      |         | 説明   |
|---------------|------------|---------|------------|----------|-----|-----|--------|--------|---------|--|
|               |            |         |            | 特定財源     |     |     |        | 区分     | 金額      |  |
|               |            |         |            | 国府支出金    | 地方債 | その他 |        |        |         |  |
| 1 社会福祉<br>総務費 | 5,564,406  | 951     | 5,565,357  |          |     |     | 951    | 27 繰出金 | 951     | 介護保険事業特別会計繰出<br>金<br>951 追加  |
| 4 福祉医療<br>助成費 | 704,761    | 9,985   | 714,746    | 4,299    |     |     | 5,686  | 19 扶助費 | 9,985   | ひとり親家庭医療扶助費<br>9,985 追加  |
| 5 障がい<br>福祉費  | 3,267,771  | 307,450 | 3,575,221  | 230,587  |     |     | 76,863 | 19 扶助費 | 307,450 | 居宅介護給付費<br>82,121 追加<br>共同生活援助給付費<br>105,216 追加<br>就労継続支援給付費<br>120,113 追加 |
| 計             | 10,070,306 | 318,386 | 10,388,692 | 234,886  |     |     | 83,500 |        |         |  |

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

| 目            | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補正額の財源内訳 |     |     | 一般財源   | 節      |         | 説明  |
|--------------|-----------|---------|-----------|----------|-----|-----|--------|--------|---------|---|
|              |           |         |           | 特定財源     |     |     |        | 区分     | 金額      |   |
|              |           |         |           | 国府支出金    | 地方債 | その他 |        |        |         |   |
| 2 子育て<br>支援費 | 3,332,476 | 188,598 | 3,521,074 | 130,390  |     |     | 58,208 | 19 扶助費 | 188,598 | 児童手当 41,250 追加<br>児童扶養手当 45,348 追加<br>障がい児通所給付費<br>102,000 追加 |
| 計            | 9,252,460 | 188,598 | 9,441,058 | 130,390  |     |     | 58,208 |        |         |   |

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位: 千円)

| 目      | 補正前の額     | 補正額  | 計         | 補正額の財源内訳 |     |     | 一般財源 | 節       |      | 説明                                    |
|--------|-----------|------|-----------|----------|-----|-----|------|---------|------|---------------------------------------|
|        |           |      |           | 特定財源     |     |     |      | 区分      | 金額   |                                       |
|        |           |      |           | 国府支出金    | 地方債 | その他 |      |         |      |                                       |
| 2 事務局費 | 1,429,686 | △838 | 1,428,848 |          |     |     | △838 | 2 給料    | △443 | 一般職給 △443 減額                          |
|        |           |      |           |          |     |     |      | 3 職員手当等 | △395 | 地域手当 △47 減額<br>義務教育等教員特別手当<br>△348 減額 |
| 計      | 1,725,243 | △838 | 1,724,405 |          |     |     | △838 |         |      |                                       |

## (款) 10 教育費

## (項) 6 社会教育費

| 目             | 補正前の額     | 補正額 | 計         | 補正額の財源内訳 |     |     | 一般財源 | 節       |     | 説明                                  |
|---------------|-----------|-----|-----------|----------|-----|-----|------|---------|-----|-------------------------------------|
|               |           |     |           | 特定財源     |     |     |      | 区分      | 金額  |                                     |
|               |           |     |           | 国府支出金    | 地方債 | その他 |      |         |     |                                     |
| 1 社会教育<br>管理費 | 1,213,514 | △86 | 1,213,428 |          |     |     | △86  | 2 給料    | △47 | 一般職給 △47 減額                         |
|               |           |     |           |          |     |     |      | 3 職員手当等 | △39 | 地域手当 △6 減額<br>義務教育等教員特別手当<br>△33 減額 |
| 計             | 1,944,487 | △86 | 1,944,401 |          |     |     | △86  |         |     |                                     |

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

| 目     | 補正前の額   | 補正額   | 計       | 補正額の財源内訳 |     |     | 節     |    | 説明           |    |
|-------|---------|-------|---------|----------|-----|-----|-------|----|--------------|----|
|       |         |       |         | 特定財源     |     |     | 一般財源  | 区分 |              | 金額 |
|       |         |       |         | 国府支出金    | 地方債 | その他 |       |    |              |    |
| 1 予備費 | 148,918 | 1,822 | 150,740 |          |     |     | 1,822 |    | 予備費 1,822 追加 |    |
| 計     | 148,918 | 1,822 | 150,740 |          |     |     | 1,822 |    |              |    |

# 補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

( )内は、短時間勤務職員

| 区 分   | 職 員 数              | 給 与 費           |                 |                 |                 | 共 済 費           | 合 計             |
|-------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|       |                    | 報 酬             | 給 料             | 職 員 手 当         | 計               |                 |                 |
| 補 正 後 | ( 1,061 ) 人<br>681 | 千円<br>1,791,151 | 千円<br>2,886,830 | 千円<br>2,900,793 | 千円<br>7,578,774 | 千円<br>1,479,460 | 千円<br>9,058,234 |
| 補 正 前 | ( 1,061 ) 人<br>681 | 1,791,151       | 2,887,320       | 2,901,227       | 7,579,698       | 1,479,460       | 9,059,158       |
| 比 較   | ( 0 ) 人<br>0       | 0               | △ 490           | △ 434           | △ 924           | 0               | △ 924           |

|         |       |              |               |                 |                          |               |              |
|---------|-------|--------------|---------------|-----------------|--------------------------|---------------|--------------|
| 職 員 手 当 | 区 分   | 扶 養 手 当      | 地 域 手 当       | 住 居 手 当         | 時 間 外 勤 務 手 当            | 管 理 職 手 当     | 通 勤 手 当      |
|         | 補 正 後 | 千円<br>78,188 | 千円<br>434,733 | 千円<br>64,655    | 千円<br>183,296            | 千円<br>155,773 | 千円<br>67,780 |
|         | 補 正 前 | 78,188       | 434,786       | 64,655          | 183,296                  | 155,773       | 67,780       |
|         | 比 較   | 0            | △ 53          | 0               | 0                        | 0             | 0            |
| の 内 訳   | 区 分   | 特 殊 勤 務 手 当  | 宿 日 直 手 当     | 期 末 勤 勉 手 当     | 義 務 教 育 等<br>教 員 特 別 手 当 | 単 身 赴 任 手 当   | 退 職 手 当      |
|         | 補 正 後 | 千円<br>10,387 | 千円<br>—       | 千円<br>1,901,193 | 千円<br>1,795              | 千円<br>—       | 千円<br>2,993  |
|         | 補 正 前 | 10,387       | —             | 1,901,193       | 2,176                    | —             | 2,993        |
|         | 比 較   | 0            | —             | 0               | △ 381                    | —             | 0            |

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

| 区 分     | 増 減 額      | 増 減 事 由 別 内 訳 |            | 説 明  | 備 考  |
|---------|------------|---------------|------------|--|--|
| 給 料     | 千円<br>△490 | 給与制度改革に伴う減少分  | 千円<br>△490 | 千円   | 指導主事に対する教職調整額の廃止   |
| 職 員 手 当 | △434       | 給与制度改革に伴う減少分  | △434       | 地域手当<br>△53<br><br>義務教育等<br>教員特別手当<br>△381 | 諸手当の改定状況<br>・地域手当<br>教職調整額廃止に伴う減少分<br>・義務教育等教員特別手当<br>指導主事への義務教育等教員特別手当廃止に伴う減少分<br><br>実 施 時 期            令和8年1月 |



# 参 考 资 料

## 歳入

(単位：千円)

| 款                       | 項                       | 補正前の額      | 補正額 | 計          |
|-------------------------|-------------------------|------------|-----|------------|
| 1 市 税                   |                         | 17,143,300 | —   | 17,143,300 |
|                         | 1 市 民 税                 | 8,227,300  | —   | 8,227,300  |
|                         | 2 固 定 資 産 税             | 6,706,000  | —   | 6,706,000  |
|                         | 3 軽 自 動 車 税             | 148,500    | —   | 148,500    |
|                         | 4 市 た ば こ 税             | 560,000    | —   | 560,000    |
|                         | 5 入 湯 税                 | 5,000      | —   | 5,000      |
|                         | 6 都 市 計 画 税             | 1,496,500  | —   | 1,496,500  |
| 2 地 方 譲 与 税             |                         | 239,600    | —   | 239,600    |
|                         | 1 地 方 揮 発 油 譲 与 税       | 41,000     | —   | 41,000     |
|                         | 2 自 動 車 重 量 譲 与 税       | 134,000    | —   | 134,000    |
|                         | 3 航 空 機 燃 料 譲 与 税       | 49,000     | —   | 49,000     |
|                         | 4 森 林 環 境 譲 与 税         | 15,600     | —   | 15,600     |
| 3 利 子 割 交 付 金           |                         | 37,000     | —   | 37,000     |
|                         | 1 利 子 割 交 付 金           | 37,000     | —   | 37,000     |
| 4 配 当 割 交 付 金           |                         | 166,000    | —   | 166,000    |
|                         | 1 配 当 割 交 付 金           | 166,000    | —   | 166,000    |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 |                         | 210,000    | —   | 210,000    |
|                         | 1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 210,000    | —   | 210,000    |

(単位：千円)

| 款              | 項                                | 補正前の額     | 補正額 | 計         |
|----------------|----------------------------------|-----------|-----|-----------|
| 6 法人事業税交付金     |                                  | 340,000   | —   | 340,000   |
|                | 1 法人事業税交付金                       | 340,000   | —   | 340,000   |
| 7 地方消費税交付金     |                                  | 2,500,000 | —   | 2,500,000 |
|                | 1 地方消費税交付金                       | 2,500,000 | —   | 2,500,000 |
| 8 ゴルフ場利用税交付金   |                                  | 70,000    | —   | 70,000    |
|                | 1 ゴルフ場利用税交付金                     | 70,000    | —   | 70,000    |
| 9 環境性能割交付金     |                                  | 60,000    | —   | 60,000    |
|                | 1 環境性能割交付金                       | 60,000    | —   | 60,000    |
| 10 地方特例交付金     |                                  | 86,500    | —   | 86,500    |
|                | 1 地方特例交付金                        | 86,000    | —   | 86,000    |
|                | 2 新型コロナウイルス感染症対策<br>地方税減収補填特別交付金 | 500       | —   | 500       |
| 11 地方交付税       |                                  | 6,100,000 | —   | 6,100,000 |
|                | 1 地方交付税                          | 6,100,000 | —   | 6,100,000 |
| 12 交通安全対策特別交付金 |                                  | 12,000    | —   | 12,000    |
|                | 1 交通安全対策特別交付金                    | 12,000    | —   | 12,000    |
| 13 分担金及び負担金    |                                  | 322,558   | —   | 322,558   |
|                | 1 負担金                            | 322,558   | —   | 322,558   |

(単位：千円)

| 款           | 項        | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------------|----------|-----------|---------|-----------|
| 14 使用料及び手数料 |          | 990,809   | —       | 990,809   |
|             | 1 使用料    | 733,429   | —       | 733,429   |
|             | 2 手数料    | 256,438   | —       | 256,438   |
|             | 3 証紙収入   | 942       | —       | 942       |
| 15 国庫支出金    |          | 8,620,821 | 268,749 | 8,889,570 |
|             | 1 国庫負担金  | 6,848,431 | 268,749 | 7,117,180 |
|             | 2 国庫補助金  | 594,424   | —       | 594,424   |
|             | 3 国庫委託金  | 78,443    | —       | 78,443    |
|             | 4 国庫交付金  | 1,099,523 | —       | 1,099,523 |
| 16 府支出金     |          | 3,596,947 | 109,133 | 3,706,080 |
|             | 1 府負担金   | 2,791,572 | 104,834 | 2,896,406 |
|             | 2 府補助金   | 409,443   | 4,299   | 413,742   |
|             | 3 府委託金   | 77,963    | —       | 77,963    |
|             | 4 府交付金   | 317,969   | —       | 317,969   |
| 17 財産収入     |          | 33,902    | —       | 33,902    |
|             | 1 財産運用収入 | 21,536    | —       | 21,536    |
|             | 2 財産売払収入 | 12,366    | —       | 12,366    |
| 18 寄附金      |          | 208,370   | 30,000  | 238,370   |

(単位：千円)

| 款        | 項             | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|---------------|------------|---------|------------|
|          | 1 寄 附 金       | 208,370    | 30,000  | 238,370    |
| 19 繰 入 金 |               | 2,301,310  | 130,000 | 2,431,310  |
|          | 1 繰 入 金       | 2,301,310  | 130,000 | 2,431,310  |
| 20 諸 収 入 |               | 1,339,119  | —       | 1,339,119  |
|          | 1 延滞金加算金及び過料  | 20,000     | —       | 20,000     |
|          | 2 市 預 金 利 子   | 1,312      | —       | 1,312      |
|          | 3 貸付金元利収入     | 141,600    | —       | 141,600    |
|          | 4 収 益 事 業 収 入 | 400,000    | —       | 400,000    |
|          | 5 受 託 事 業 収 入 | 1,500      | —       | 1,500      |
|          | 6 雑 入         | 774,707    | —       | 774,707    |
| 21 市 債   |               | 835,700    | —       | 835,700    |
|          | 1 市 債         | 835,700    | —       | 835,700    |
| 22 繰 越 金 |               | 2,125      | —       | 2,125      |
|          | 1 繰 越 金       | 2,125      | —       | 2,125      |
| 歳 入 合 計  |               | 45,216,061 | 537,882 | 45,753,943 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項                   | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|---------------------|------------|---------|------------|
| 1 議 会 費 |                     | 380,465    | —       | 380,465    |
|         | 1 議 会 費             | 380,465    | —       | 380,465    |
| 2 総 務 費 |                     | 5,098,788  | 30,000  | 5,128,788  |
|         | 1 総 務 管 理 費         | 3,937,257  | 30,000  | 3,967,257  |
|         | 2 徴 税 費             | 561,908    | —       | 561,908    |
|         | 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 | 312,232    | —       | 312,232    |
|         | 4 選 挙 費             | 161,137    | —       | 161,137    |
|         | 5 統 計 調 査 費         | 95,448     | —       | 95,448     |
|         | 6 監 査 委 員 費         | 30,806     | —       | 30,806     |
| 3 民 生 費 |                     | 21,172,855 | 506,984 | 21,679,839 |
|         | 1 社 会 福 祉 費         | 10,070,306 | 318,386 | 10,388,692 |
|         | 2 児 童 福 祉 費         | 9,252,460  | 188,598 | 9,441,058  |
|         | 3 生 活 保 護 費         | 1,849,709  | —       | 1,849,709  |
|         | 4 災 害 救 助 費         | 380        | —       | 380        |
| 4 衛 生 費 |                     | 3,833,136  | —       | 3,833,136  |
|         | 1 保 健 衛 生 費         | 2,329,771  | —       | 2,329,771  |
|         | 2 清 掃 費             | 1,503,365  | —       | 1,503,365  |
| 5 労 働 費 |                     | 14,238     | —       | 14,238     |

(単位：千円)

| 款        | 項         | 補正前の額     | 補正額  | 計         |
|----------|-----------|-----------|------|-----------|
|          | 1 労働諸費    | 14,238    | —    | 14,238    |
| 6 農林水産業費 |           | 50,741    | —    | 50,741    |
|          | 1 農林費     | 50,741    | —    | 50,741    |
| 7 商工費    |           | 259,086   | —    | 259,086   |
|          | 1 商工費     | 259,086   | —    | 259,086   |
| 8 土木費    |           | 3,059,504 | —    | 3,059,504 |
|          | 1 土木管理費   | 500,252   | —    | 500,252   |
|          | 2 道路橋りょう費 | 480,699   | —    | 480,699   |
|          | 3 河川費     | 44,317    | —    | 44,317    |
|          | 4 都市計画費   | 1,862,611 | —    | 1,862,611 |
|          | 5 住宅費     | 171,257   | —    | 171,257   |
|          | 6 災害防止費   | 368       | —    | 368       |
| 9 消防費    |           | 1,366,716 | —    | 1,366,716 |
|          | 1 消防費     | 1,366,716 | —    | 1,366,716 |
| 10 教育費   |           | 6,016,514 | △924 | 6,015,590 |
|          | 1 教育総務費   | 1,725,243 | △838 | 1,724,405 |
|          | 2 小学校費    | 759,438   | —    | 759,438   |
|          | 3 中学校費    | 406,624   | —    | 406,624   |

(単位：千円)

| 款       | 項         | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|-----------|------------|---------|------------|
|         | 4 幼稚園費    | 274,637    | —       | 274,637    |
|         | 5 給食センター費 | 906,085    | —       | 906,085    |
|         | 6 社会教育費   | 1,944,487  | △86     | 1,944,401  |
| 11 公債費  |           | 3,753,882  | —       | 3,753,882  |
|         | 1 公債費     | 3,753,882  | —       | 3,753,882  |
| 12 諸支出金 |           | 61,218     | —       | 61,218     |
|         | 1 防災費     | 61,218     | —       | 61,218     |
| 13 予備費  |           | 148,918    | 1,822   | 150,740    |
|         | 1 予備費     | 148,918    | 1,822   | 150,740    |
|         | 歳出合計      | 45,216,061 | 537,882 | 45,753,943 |

## 歳出性質別表

(単位：千円)

| 区 分   | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|-------|------------|---------|------------|
| 義務的経費 | 25,568,092 | 505,109 | 26,073,201 |
| 人件費   | 9,590,145  | △ 924   | 9,589,221  |
| 扶助費   | 12,224,065 | 506,033 | 12,730,098 |
| 公債費   | 3,753,882  | —       | 3,753,882  |
| 投資的経費 | 1,693,354  | —       | 1,693,354  |
| その他   | 17,954,615 | 32,773  | 17,987,388 |
| 物件費   | 8,357,894  | —       | 8,357,894  |
| その他   | 9,596,721  | 32,773  | 9,629,494  |
| 合 計   | 45,216,061 | 537,882 | 45,753,943 |

一般会計

| 令和7年度 補正第9号 |            | 歳出款別節別内訳表 |           |            |           |        |          |         |           |           |           |           |         |         | (単位：千円)    |
|-------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|--------|----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|------------|
| 節別          | 款別         | 1 議会費     | 2 総務費     | 3 民生費      | 4 衛生費     | 5 労働費  | 6 農林水産業費 | 7 商工費   | 8 土木費     | 9 消防費     | 10 教育費    | 11 公債費    | 12 諸支出金 | 13 予備費  | 計          |
| 1           | 報酬         | 160,107   | 178,164   | 373,609    | 103,398   | 1,460  | 8,489    | 15,208  | 22,692    | 21,331    | 1,177,698 |           | 123     |         | 2,062,279  |
| 2           | 給料         | 33,703    | 683,776   | 595,972    | 295,748   | 3,435  | 10,811   | 6,343   | 192,378   | 522,193   | 577,163   |           |         |         | 2,921,522  |
| 3           | 職員手当等      | 98,132    | 672,434   | 576,042    | 270,339   | 2,406  | 10,074   | 9,825   | 168,663   | 478,137   | 783,185   |           | 4,953   |         | 3,074,190  |
| 4           | 共済費        | 54,671    | 306,929   | 292,611    | 133,055   | 1,204  | 4,522    | 5,904   | 77,474    | 195,606   | 458,824   |           |         |         | 1,530,800  |
| 5           | 災害補償費      |           | 300       |            |           |        |          |         |           | 100       | 30        |           |         |         | 430        |
| 6           | 恩給及び退職年金   |           |           |            |           |        |          |         |           |           |           |           |         |         |            |
| 7           | 報償費        | 121       | 145,318   | 23,942     | 48,258    |        | 700      | 1,720   | 520       | 3,789     | 59,111    |           | 652     |         | 284,131    |
| 8           | 旅費         | 4,208     | 18,350    | 12,573     | 6,376     | 14     | 306      | 1,441   | 2,488     | 3,189     | 55,917    |           |         |         | 104,862    |
| 9           | 交際費        | 1,000     | 1,600     |            |           |        |          |         |           |           | 485       |           |         |         | 3,085      |
| 10          | 需用費        | 5,505     | 243,346   | 84,117     | 429,501   | 106    | 8,467    | 5,407   | 97,422    | 47,365    | 402,410   |           | 24,104  |         | 1,347,750  |
| 11          | 役務費        | 1,166     | 161,375   | 43,705     | 14,427    | 69     | 209      | 3,192   | 2,071     | 7,112     | 29,770    |           | 6,087   |         | 269,183    |
| 12          | 委託料        | 6,507     | 1,596,940 | 658,291    | 1,441,384 |        | 932      | 22,153  | 681,054   | 5,221     | 1,302,310 |           | 10,210  |         | 5,725,002  |
| 13          | 使用料及び賃借料   | 1,299     | 618,202   | 41,638     | 13,409    |        | 170      | 2,147   | 140,884   | 2,905     | 258,755   |           | 14      |         | 1,079,423  |
| 14          | 工事請負費      |           |           | 237,600    |           |        |          | 29,000  | 734,000   |           | 383,800   |           |         |         | 1,384,400  |
| 15          | 原材料費       |           |           | 223        | 138       |        |          |         | 437       | 69        | 4,141     |           |         |         | 5,008      |
| 16          | 公有財産購入費    |           |           |            |           |        |          |         |           |           |           |           |         |         |            |
| 17          | 備品購入費      | 195       | 6,041     | 6,217      | 13,703    |        | 47       |         | 429       | 5,454     | 50,624    |           | 330     |         | 83,040     |
| 18          | 負担金補助及び交付金 | 13,851    | 187,528   | 2,657,354  | 91,051    | 5,544  | 3,673    | 18,711  | 90,372    | 57,187    | 426,760   |           | 14,638  |         | 3,566,669  |
| 19          | 扶助費        |           | 93        | 12,605,065 | 86,991    |        |          |         |           |           | 37,949    |           |         |         | 12,730,098 |
| 20          | 貸付金        |           |           | 2,224      |           |        |          | 138,000 |           |           |           |           |         |         | 140,224    |
| 21          | 補償補填及び賠償金  |           | 100       | 200        | 8,709     |        |          |         | 3,030     |           | 5,550     |           |         |         | 17,589     |
| 22          | 償還金利子及び割引料 |           | 51,025    | 197,551    | 31,060    |        |          |         |           |           | 1,099     | 3,753,882 |         |         | 4,034,617  |
| 23          | 投資及び出資金    |           |           |            |           |        |          |         |           |           |           |           |         |         |            |
| 24          | 積立金        |           | 257,189   | 4,570      | 20,000    |        |          | 35      | 184       |           |           |           | 107     |         | 282,085    |
| 25          | 寄附金        |           |           |            |           |        |          |         |           |           |           |           |         |         |            |
| 26          | 公課費        |           | 78        | 33         | 691       |        |          |         |           | 966       | 9         |           |         |         | 1,777      |
| 27          | 繰出金        |           |           | 3,266,302  | 824,898   |        | 2,341    |         | 845,406   | 16,092    |           |           |         |         | 4,955,039  |
|             | 予備費        |           |           |            |           |        |          |         |           |           |           |           |         | 150,740 | 150,740    |
|             | ( )%       | (0.8)     | (11.2)    | (47.4)     | (8.4)     | (0.0)  | (0.1)    | (0.6)   | (6.7)     | (3.0)     | (13.2)    | (8.2)     | (0.1)   | (0.3)   | (100.0)    |
|             | 計          | 380,465   | 5,128,788 | 21,679,839 | 3,833,136 | 14,238 | 50,741   | 259,086 | 3,059,504 | 1,366,716 | 6,015,590 | 3,753,882 | 61,218  | 150,740 | 45,753,943 |

一般会計

| 令和7年度 |            | 補正第9号     |            | 歳出性質別節別内訳表 |            |           |           | (単位：千円)    |     |
|-------|------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|-----------|------------|-----|
| 節別    | 性質別        | 義務的経費     |            |            | 投資的経費      | その他の経費    |           | 合計         |     |
|       |            | 人件費       | 扶助費        | 公債費        |            | 小計        | 物件費       |            | その他 |
| 1     | 報酬         | 2,062,279 |            |            | 2,062,279  |           |           | 2,062,279  |     |
| 2     | 給料         | 2,921,522 |            |            | 2,921,522  |           |           | 2,921,522  |     |
| 3     | 職員手当等      | 3,074,190 |            |            | 3,074,190  |           |           | 3,074,190  |     |
| 4     | 共済費        | 1,530,800 |            |            | 1,530,800  |           |           | 1,530,800  |     |
| 5     | 災害補償費      | 430       |            |            | 430        |           |           | 430        |     |
| 6     | 恩給及び退職年金   |           |            |            |            |           |           |            |     |
| 7     | 報償費        |           |            |            |            |           | 284,131   | 284,131    |     |
| 8     | 旅費         |           |            |            |            | 104,862   |           | 104,862    |     |
| 9     | 交際費        |           |            |            |            | 3,085     |           | 3,085      |     |
| 10    | 需用費        |           |            |            | 130,000    | 1,217,750 |           | 1,347,750  |     |
| 11    | 役務費        |           |            |            |            | 269,183   |           | 269,183    |     |
| 12    | 委託料        |           |            |            | 116,361    | 5,608,641 |           | 5,725,002  |     |
| 13    | 使用料及び賃借料   |           |            |            | 2,098      | 1,077,325 |           | 1,079,423  |     |
| 14    | 工事請負費      |           |            |            | 1,384,400  |           |           | 1,384,400  |     |
| 15    | 原材料費       |           |            |            |            | 5,008     |           | 5,008      |     |
| 16    | 公有財産購入費    |           |            |            |            |           |           |            |     |
| 17    | 備品購入費      |           |            |            | 11,000     | 72,040    |           | 83,040     |     |
| 18    | 負担金補助及び交付金 |           |            |            | 30,751     |           | 3,535,918 | 3,566,669  |     |
| 19    | 扶助費        |           | 12,730,098 |            | 12,730,098 |           |           | 12,730,098 |     |
| 20    | 貸付金        |           |            |            |            |           | 140,224   | 140,224    |     |
| 21    | 補償補填及び賠償金  |           |            |            |            |           | 17,589    | 17,589     |     |
| 22    | 償還金利子及び割引料 |           |            | 3,753,882  | 3,753,882  |           | 280,735   | 4,034,617  |     |
| 23    | 投資及び出資金    |           |            |            |            |           |           |            |     |
| 24    | 積立金        |           |            |            |            |           | 282,085   | 282,085    |     |
| 25    | 寄附金        |           |            |            |            |           |           |            |     |
| 26    | 公課費        |           |            |            |            |           | 1,777     | 1,777      |     |
| 27    | 繰出金        |           |            |            | 18,744     |           | 4,936,295 | 4,955,039  |     |
|       | 予備費        |           |            |            |            |           | 150,740   | 150,740    |     |
|       | 計 ( )%     | (21.0)    | (27.8)     | (8.2)      | (57.0)     | (3.7)     | (18.3)    | (21.0)     |     |
|       |            | 9,589,221 | 12,730,098 | 3,753,882  | 26,073,201 | 1,693,354 | 8,357,894 | 9,629,494  |     |
|       |            |           |            |            |            |           |           | 45,753,943 |     |